

資源ごみの公共収集（資源化するものに限る）の状況について品目コードで回答してください。（該当する品目コードを全て記載してください。）

平成25年度調査
（平成24年度実績）

【品目コード】

紙類	1. 新聞 2. 雑誌 3. 段ボール 4. 紙バック 5. 紙製容器包装（包装紙、紙袋、菓子箱等） 6. 雑紙（紙製容器包装に限らずその他紙類として）				
金属	11. スチール缶 12. アルミ缶 13. 小型金属（鍋など） 14. 大型金属				
ガラス	21. 生ビン 22. 無色ビン 23. 茶色ビン 24. その他の色のビン				
ペットボトル・プラスチック	31. PET 32. 白色トレイ 33. （白色トレイ以外の）プラスチック製容器包装 34. その他プラ（プラスチック製容器包装以外）				
その他	41. 布類 42. 生ごみ 43. 廃食油 44. 剪定枝 45. その他				

市町村名	収集方法				処理方法				
	ステーション回収	戸別回収	拠点回収	その他	そのまま有価売却	自ら処理後売却	処理委託後売却	(財) 容器包装リサイクル協会へ委託	その他
千葉市	1, 2, 3, 4, 5, 6, 11, 12, 13, 21, 22, 23, 24, 31, 41	14	1, 2, 3, 4, 5, 6, 41	42（特別地区事業として、一部地域でステーション回収）		11, 12, 13, 14, 21, 22, 23		24, 31	1, 2, 3, 4, 5, 6, 41
銚子市	1, 2, 3, 5, 11, 12, 13, 21, 22, 23, 24, 31, 33	14	4, 32		1, 2, 3, 4, 5, 11, 12, 21, 22, 23, 24	13, 14		31, 32, 33	
市川市	1, 2, 3, 4, 6, 11, 12, 21, 22, 23, 24, 31, 32, 33, 41		4, 31		1, 2, 3, 4, 6, 41		11, 12, 21, 22, 23	24, 31, 32, 33	
船橋市	11 12 13 21 22 23 24 31						11 12 13 21 22 23 24	24 31	
館山市	1, 2, 3, 4, 6, 11, 12, 13, 14, 21, 22, 23, 24, 31, 32, 33				1, 2, 3, 4, 6		11, 12, 13, 14	22, 23, 24, 31, 32, 33	21
木更津市	1. 2. 3. 4. 5. 6. 11. 12. 21. 22. 23. 24. 31. 32. 33. 41				1. 2. 3. 4. 5. 6. 41		11. 12. 31	21. 22. 23. 24. 31. 32. 33	
松戸市	1, 2, 3, 4, 5, 6, 11, 12, 13, 14, 21, 22, 23, 24, 32, 33, 41		31		1, 2, 3, 4, 5, 6, 41		11, 12, 13, 14, 21, 22, 23	24, 31, 32, 33	
野田市	1. 2. 3. 4. 6. 11. 12. 13. 14. 21. 22. 23. 24. 31. 41	44			22. 23		1. 2. 3. 4. 6. 11. 12. 13. 14. 21. 31. 41	24	
茂原市	1. 2. 3. 4. 5. 6. 11. 12. 21. 22. 23. 24. 31. 41. 45		1. 2. 3. 4. 5. 6. 11. 12. 21. 22. 23. 24. 31. 41		1. 2. 3. 4. 5. 6. 41	11. 12	21. 22. 23	24. 31	45
成田市	1, 2, 3, 4, 6, 11, 12, 13, 14, 21, 22, 23, 24, 31, 33, 41	1, 2, 3, 4, 6, 11, 12, 13, 14, 21, 22, 23, 24, 31, 33, 41	31, 43	1, 2, 3, 4, 6, 11, 12, 13, 14, 21, 22, 23, 24, 31, 41	1, 2, 3, 4, 6, 41, 43	11, 12, 13, 14, 21, 22, 23, 24		31, 33	
佐倉市	5, 11, 12, 21, 22, 23, 24, 33, 42	13, 14	31, 43		11, 12, 13, 14, 21, 22, 23, 24, 43		6	5, 31, 33	
東金市	11, 12, 13, 21, 22, 23, 24, 31		(リサイクル倉庫を市内8ヶ所に設置) 1, 2, 3, 41	(清掃組合で回収) 14	1, 2, 3, 11, 12, 31, 41	13, 14		21, 22, 23, 24	
旭市	1. 2. 3. 4. 5. 11. 12. 13. 14. 21. 22. 23. 24. 31. 32. 33. 41				1. 2. 3. 4. 5. 41	11. 12. 13. 14		21. 22. 23. 24. 31	32. 33
習志野市	1, 2, 3, 4, 5, 6, 11, 12, 13, 21, 22, 23, 24, 31, 41		32		1, 2, 3, 4, 6, 41	11, 12, 13, 21, 22, 23, 31		24, 32	
柏市	1, 2, 3, 4, 5, 6, 11, 12, 13, 14, 21, 22, 23, 24, 31, 32, 33, 41	14					1, 2, 3, 4, 5, 6, 11, 12, 13, 14, 21, 22, 23, 41	24, 31, 32, 33	
勝浦市	1, 2, 3, 4, 5, 6, 11, 12, 13, 14, 21, 22, 23, 24, 31, 33, 34, 41				1, 2, 3, 4, 5, 6, 13, 14, 21, 22, 23, 24, 31, 41	11, 12		33	34
市原市	1, 2, 3, 4, 6, 11, 12, 21, 22, 23, 24, 31, 41		31		1, 2, 3, 4, 6, 11, 12, 21, 31, 41			22, 23, 24, 31	
流山市	31, 32, 33, 44					44(堆肥化し販売する)	31	32, 33	
八千代市	1. 2. 3. 4. 5. 6. 11. 12. 13. 21. 22. 23. 24. 31. 41		4. 31. 32. 43 (スーパー・公民館等)		1. 2. 3. 4. 5. 6. 41. 43		11. 12. 13. 22. 31	24	21. 23. 32 (無償で引き渡し資源化)
我孫子市	1. 2. 3. 4. 6. 11. 12. 13. 14. 21. 22. 23. 24. 31. 32. 33. 41. 42. 43. 45				1. 2. 3. 4. 6. 13. 14. 41. 43		11. 12. 21. 22. 23. 31	24. 32. 33	42. 45(乾電池・蛍光管)は資源化処理委託

資源ごみの公共収集（資源化するものに限る）の状況について品目コードで回答してください。（該当する品目コードを全て記載してください。）

平成25年度調査
（平成24年度実績）

【品目コード】

紙類	1. 新聞 2. 雑誌 3. 段ボール 4. 紙バック 5. 紙製容器包装（包装紙, 紙袋, 菓子箱等） 6. 雑紙（紙製容器包装に限らずその他紙類として）				
金属	11. スチール缶 12. アルミ缶 13. 小型金属（鍋など） 14. 大型金属				
ガラス	21. 生ビン 22. 無色ビン 23. 茶色ビン 24. その他の色のビン				
ペットボトル・プラスチック	31. P E T 32. 白色トレイ 33. （白色トレイ以外の）プラスチック製容器包装 34. その他プラ（プラスチック製容器包装以外）				
その他	41. 布類 42. 生ごみ 43. 廃食油 44. 剪定枝 45. その他				

市町村名	収集方法				処理方法				
	ステーション回収	戸別回収	拠点回収	その他	そのまま有価売却	自ら処理後売却	処理委託後売却	(財) 容器包装リサイクル協会へ委託	その他
鴨川市	1. 2. 3. 4. 11. 12. 13. 22. 23. 24. 31. 32. 41. 45				1. 2. 3. 4. 11. 12. 13. 31	32		22. 23. 24. 31	41. 45
鎌ヶ谷市	1. 2. 3. 4. 6. 11. 12. 13. 21. 22. 23. 24. 31. 33. 41	14			1. 2. 3. 6. 21. 41		11. 12. 13. 14. 22. 23.	24. 31. 33	
君津市	1, 2, 3, 4, 6, 11, 12, 21, 22, 23, 24, 31, 32, 33, 41				1, 2, 3, 4, 6, 21, 41	11, 12	31	22, 23, 24, 31, 32, 33	
富津市	1. 2. 3. 4. 5. 6. 11. 12. 13. 22. 23. 24. 31. 33. 41				1. 2. 3. 4. 5. 6. 41	22. 23. 24. 31. 33	11. 12. 13	22. 23. 24. 31. 33	
浦安市	1, 2, 3, 5, 6, 11, 12, 21, 22, 23, 24, 31	1, 2, 3, 5, 6	4, 5, 32, 41, 43		41, 43	1, 2, 3, 5, 6, 11, 12, 21, 22, 23, 31, 32	4	24	
四街道市	1, 2, 3, 4, 5, 6, 11, 12, 22, 23, 24, 31, 41, 45				1, 2, 3, 4, 5, 6, 11, 12, 31, 41, 45			22, 23, 24	
袖ヶ浦市	1・2・3・4・6・11・12・13・14・22・23・24・31・41			1・2・3・4・6・11・12・22・23・24・31・41・43	1・2・3・4・6・13・14・41・43	11・12・31		22・23・24・31	
八街市	1/2/3/4/6/11/12/13/21/22/23/24/31/33/34	14	43		1/2/3/4/6/13/31/34	11/12	21/22/23/24	33	
印西市	1. 2. 3. 4. 5. 6. 11. 12. 13. 21. 22. 23. 24. 31. 32. 33. 41		4. 43		43	13. 14	1. 2. 3. 4. 5. 6. 11. 12. 21. 22. 23. 24. 31. 32. 33. 41	21. 22. 23. 31. 32. 33	
白井市	1. 2. 3. 4. 5. 6. 11. 12. 13. 31. 32. 33. 41	14	43		1. 2. 3. 4. 5. 6. 41. 43	13. 14	11. 12	21. 22. 23. 24. 31. 32. 33	
富里市	4, 11, 12, 13, 22, 23, 24, 31				4	11, 12		22, 23, 24, 31	13
南房総市	1, 2, 3, 4, 5, 6, 11, 12, 13, 21, 22, 23, 24, 31, 32, 33, 34, 41	14					1, 2, 3, 11, 12, 13, 14, 21, 33, 34, 41	22, 23, 24, 31	
匝瑳市	1, 2, 3, 4, 5, 6, 11, 12, 13, 21, 22, 23, 24, 31, 32, 33, 41						1, 2, 3, 11, 12, 13	5, 22, 23, 24, 31, 32, 33	
香取市	1. 2. 3. 6. 11. 12. 13. 14. 22. 23. 24. 31. 41				1. 2. 3. 6. 41	11. 12. 13. 14	31	22. 23. 24	
山武市	(成東地域) 11. 12. 13. 22. 23. 24. 31 (山武・松尾・蓮沼地域) 1. 2. 3. 4. 11. 12. 13. 22. 23. 24. 31. 32. 41.				(成東地域) 11. 12. 31 (山武・松尾・蓮沼地域) 1. 2. 3. 4. 31. 32. 41	(成東地域) 13 (山武・松尾・蓮沼地域) 11. 12. 13		(成東地域) 22. 23. 24 (山武・松尾・蓮沼地域) 22. 23. 24	
いすみ市	1. 2. 3. 4. 5. 6. 11. 12. 13. 22. 23. 24. 31	14			1. 2. 3. 4. 5. 6. 14. 31		11. 12. 13	22. 23. 24. 31	
大網白里市	11, 12, 13, 22, 23, 24, 31, 45	14	1, 2, 3, 4, 5, 6, 41, 43, 45		1, 2, 3, 4, 5, 6, 11, 12, 31, 41, 43, 45	13, 14		22, 23, 24	
酒々井町	11, 12, 13, 22, 23, 24	14, 45 (粗大ごみ)	31, 45 (廃蛍光管・廃乾電池)		11, 12	13, 14, 22, 23, 24, 45 (粗大ごみ)	45 (廃蛍光管・廃乾電池)	31	
栄町	1 2 3 4 6 11 12 22 23 24 31 32 33 41				1 2 3 4 6 41		11 12 22 23 24	31 32 33	
神崎町	31		1. 2. 3. 4. 5. 6. 41				1. 2. 3. 4. 5. 6. 41	31	
多古町	1, 2, 3, 4, 5, 6, 11, 12, 13, 14, 21, 22, 23, 24, 31, 32, 33, 41		1, 2, 3, 4, 5, 6, 41		1, 2, 3, 4, 5, 6, 41				
東庄町	1. 2. 3. 4. 5. 6. 11. 12. 13. 22. 23. 24. 31. 41				1. 2. 3. 4. 5. 6. 13. 41	11. 12	31	22. 23. 24	

資源ごみの公共収集（資源化するものに限る）の状況について品目コードで回答してください。（該当する品目コードを全て記載してください。）

平成25年度調査
（平成24年度実績）

【品目コード】

紙類	1. 新聞 2. 雑誌 3. 段ボール 4. 紙バック 5. 紙製容器包装（包装紙, 紙袋, 菓子箱等） 6. 雑紙（紙製容器包装に限らずその他紙類として）				
金属	11. スチール缶 12. アルミ缶 13. 小型金属（鍋など） 14. 大型金属				
ガラス	21. 生ビン 22. 無色ビン 23. 茶色ビン 24. その他の色のビン				
ペットボトル・プラスチック	31. P E T 32. 白色トレイ 33. (白色トレイ以外の) プラスチック製容器包装 34. その他プラ(プラスチック製容器包装以外)				
その他	41. 布類 42. 生ごみ 43. 廃食油 44. 剪定枝 45. その他				

市町村名	収集方法				処理方法				
	ステーション回収	戸別回収	拠点回収	その他	そのまま有価売却	自ら処理後売却	処理委託後売却	(財) 容器包装リサイクル協会へ委託	その他
九十九里町	31	14	1. 2. 3. 4. 45	11. 12. 13. 22. 23. 24	1. 2. 3. 4. 11. 12. 31	13. 14		22. 23. 24	
芝山町	1. 2. 3. 4. 11. 12. 13. 22. 23. 24. 31. 32. 41				1. 2. 3. 4. 31. 32. 41	11. 12. 13		22. 23. 24	
横芝光町	1. 2. 3. 4. (光地域のみ 5. 6) 11. 12. 13. 22. 23. 24. 31. 32. (光地域は32も33へ含める) 41. 42. 44		43. 横芝地域は各集会所 光地域は各小学校		(横芝地域のみ 1. 2. 3. 4. 31. 32. 41) 43	(横芝地域のみ 11. 12. 13)	(光地域のみ 1. 2. 3. 11. 12. 13)	22. 23. 24	
一宮町	1. 2. 3. 4. 5. 6. 11. 12. 21. 22. 23. 24. 31. 41. 45				1. 2. 3. 4. 5. 6. 41	11. 12	21. 22. 23	24. 31	45
睦沢町	1. 2. 3. 4. 5. 6. 11. 12. 21. 22 23. 24. 31. 41. 45				1. 2. 3. 4. 5. 6. 41	11. 12	21. 22. 23	24. 31	45
長生村	1. 2. 3. 4. 5. 6. 11. 12. 21. 22 23. 24. 31. 41. 45				1. 2. 3. 4. 5. 6. 41	11. 12	21. 22. 23	24. 31	45
白子町	1. 2. 3. 4. 5. 6. 11. 12. 21. 22 23. 24. 31. 41. 45				1. 2. 3. 4. 5. 6. 41	11. 12	21. 22. 23	24. 31	45
長柄町	1, 2, 3, 4, 5, 6, 11, 12, 21, 22, 23, 24, 31, 41, 45				1, 2, 3, 4, 5, 6, 41	11, 12	21, 22, 23	24, 31	45
長南町	1. 2. 3. 4. 5. 6. 11. 12. 21. 22 23. 24. 31. 41. 45				1. 2. 3. 4. 5. 6. 41	11. 12	21. 22. 23	24. 31	45
大多喜町	1. 2. 3. 4. 11. 12. 13. 21. 22. 2 3. 24. 31. 33. 43				1. 2. 3. 4. 13. 21. 41. 43	11. 12. 22. 31. 43		24. 33	
御宿町	1, 2, 3, 4, 5, 6, 11, 12, 13, 22, 23, 24, 31, 32, 33, 41, 42	14, 45			1, 2, 3, 4, 5, 6, 41	11, 12, 13, 14, 31			22, 23, 24, 32, 33
鋸南町	1. 2. 3. 4. 11. 12. 13. 21. 22. 2 3. 24. 31. 41	14			1. 2. 3. 4. 13. 14. 21. 41	11. 12		22. 23. 24. 31	

集団回収に対する助成等について記入してください。

市町村名	助成制度の有無	補助品目と単価		補助金交付額（円）	
		回収団体	回収業者	回収団体	回収業者
千葉市	有 (包装紙, 紙)	新聞・雑誌・雑がみ・段ボール・紙パック・布類 2円/kg 拠点回収団体のみ月500円加算	新聞4.0円/kg、雑誌・雑がみ5.5円/kg、 段ボール4.4円/kg、紙パック5.5円/kg、 布類12.3円/kg	37,388,020円	80,404,815円
銚子市	無				
市川市	有	紙類（新聞、雑誌、段ボール、紙パック）、布類、ビン（生 ビン、雑ビン）、カン：3円/kg	紙類（新聞、雑誌、段ボール、紙パック）、布類：3円 /kg ビン（雑ビン）、カン：33円/kg	14,630,709円	50,056,200円
船橋市	有	新聞・雑誌・段ボール・紙パック・古着 3円/kg	新聞・雑誌・段ボール・紙パック・古着 単価方式ではなく、あらかじめ決めた必要経費と売上 を比較し、不足分を補助する。	58,452,030円	120,372,346円
館山市	無				
木更津市	有	繊維類、紙類、びん類 3円/kg	繊維類、紙類、びん類 2円/kg	4,934,229円	3,293,866円
松戸市	有	紙類：2円/1kg	紙類：1円/1kg	32,270,820円	16,135,410円
		空き缶：2円/1kg	空き缶：〔第1期（4-6月）29.5円/1kg、第2期 （7-9月）29.5円/1kg、第3期（10-12月）29.5円 /1kg、第4期（1月-3月）29.5円/1kg〕	2,391,072円	35,268,307円
		ガラスびん類：2円/1kg	ガラスびん類：〔第1期（4-6月）29.5円/1kg、第 2期（7-9月）29.5円/1kg、第3期（10-12月）29.5 円/1kg、第4期（1月-3月）29.5円/1kg〕	3,816,590円	56,294,696円
		ペットボトル：10円/1kg	ペットボトル：〔第1期（4-6月）63円/1kg、第2 期（7-9月）63円/1kg、第3期（10-12月）63円/1kg 、第4期（1月-3月）63円/1kg〕	14,788,300円	93,166,290円
野田市	有	繊維類：3円/kg	繊維類：3円/kg	繊維類：1,458,468円	繊維類：1,533,218円
		紙類：3円/kg	新聞：2.5円/kg 段ボール・紙パック：2.5円/kg(4月～7月)・3.5円 /kg(8月～10月)・4.5円/kg(11月～3月)	紙類：14,490,126円	新聞・段ボール・紙パック ：9,069,671円
		金属類：3円/kg	雑紙：2円/kg(4月～7月)・3円/kg(8月～3月)	金属類：1,330,515円	雑紙：5,011,088円
		生びん類：3円/kg	金属類：19円/kg	生びん類：241,467円	金属類：8,859,296円
		雑びん類：10円/kg	雑びん類：20円/kg	雑びん類：9,986,370円	雑びん類：21,000,105円
		空き缶：18円/kg	空き缶：13円/kg	空き缶：7,525,620円	空き缶：5,735,934円
		ペットボトル：5円/kg	ペットボトル：81.5円/kg	ペットボトル：1,817,140円	ペットボトル：31,155,290円
茂原市	有	1円/kg 新聞、雑誌、段ボール、ビン類、アルミ缶、ス チール缶		117,201円	
成田市	有	10円/kg 紙類、衣類・布類、びん類、かん類、金属類、ペット ボトル	4円/kg 紙類、衣類・布類、びん類、かん類、金属類、ペット ボトル	23,862,740円	9,545,096円
佐倉市	有	新聞・雑誌・ダンボール・紙パック・古繊維・ビン・カン 3円/kg	新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、古繊維 2円/kg	18,646,224円	12,392,020円
東金市	有	紙類 3円/kg 繊維類 10円/kg		1,337,383円	
旭市	有	繊維類（布類）、紙類、金属類、瓶類、ペットボトル（1kg 当り5円）	無	701,690円	無
習志野市	有	新聞・チラシ、雑紙・雑紙、段ボール、紙パック、スチール 缶、アルミ缶、ビン、布類 4円/kg	新聞・チラシ、雑紙・雑紙、段ボール、紙パック、 スチール缶、アルミ缶、ビン、布類 4円/kg	13,859,436円	13,859,996円
柏市	無				

集団回収に対する助成等について記入してください。

市町村名	助成制度の有無	補助品目と単価		補助金交付額（円）	
		回収団体	回収業者	回収団体	回収業者
勝浦市	無				
市原市	有	補助品目：鉄類、非鉄金属類、新聞、雑誌、シュレッダー、段ボール、紙パック、布類、生きびん、ペットボトル 補助金額：ペットボトルは10円/kg、それ以外4円/kg	補助品目：回収団体に同じ。補助金額：ペットボトル25円/kg、古紙5円/kg。それ以外4円/kg	平成24年度実績：17,497,000円 (回収量：4,187t 団体数：291団体)	平成24年度実績：21,134,000円 (回収量：4,187t 協力業者数：7企業)
流山市	有	紙類、布類、缶・金属類、びん類 8円/kg	紙・布類 9.8円/kg 缶・金属類、びん類 12.8円/kg	90,352,320円	117,262,392円

集団回収に対する助成等について記入してください。

市町村名	助成制度の有無	補助品目と単価		補助金交付額（円）	
		回収団体	回収業者	回収団体	回収業者
八千代市	有	自治会・PTA・子ども会等 新聞 雑誌 段ボール 古繊維 ビン 缶 各4円/kg	八千代資源回収事業協同組合 新聞 雑誌 段ボール 古繊維 ビン 缶 各4円/kg	9,702,360円	9,702,360円
我孫子市	無				
鴨川市	有	1円/kg 繊維類、紙類、金属類、ビン類	無	661,102円	—
鎌ヶ谷市	有	3円/kg(新聞・雑誌・段ボール・布類) 4円/kg(空きびん(カレット含む)・金属類(空き缶含む))	8円/kg(新聞・雑誌・段ボール・布類・空きびん(カレット含む)・金属類(空き缶含む))	4,089,020円	10,000,960円
君津市	有	ダンボール、新聞、雑誌、牛乳パック、アルミ缶、スチール缶、繊維類、鉄くず、生きびん 単価2円/kg	ダンボール、新聞、雑誌、牛乳パック、アルミ缶、スチール缶、繊維類、鉄くず、生きびん 単価1円/kg	977,568円	485,942円
富津市	有	新聞、雑誌類、段ボール、ウエス、アルミ缶、ビン(3円/kg)	品目は右に同じ (1円/kg)	2,359,191円	786,397円
浦安市	有	新聞・雑誌・段ボール・飲料用紙パック・布類 5円/kg	新聞・雑誌・段ボール・飲料用紙パック・布類 2円/kg	25,730,750円	9,979,320円
四街道市	有	牛乳パック5円、新聞・雑誌・ダンボール5円、繊維類5円、びん類5円、金属類5円、廃食用油5円、ペットボトル20円/キロ	助成金額の算定は、単価方式によっていない。 (必要経費算出方式)	6,538,870円	5,359,235円
袖ヶ浦市	有	紙類、金属、ガラスビン、ペットボトル、布類、廃食用油 1kgにつき4円		9,735,156円	
八街市	有	4円/kg(古紙類・スチール缶・アルミ缶・ビン類)	0円/kg	2,456,900円	0円
印西市	有	6円/kg:紙類、繊維類、ビン類、金属類、ペットボトル	2円/kg:紙類、繊維類、ビン類、金属類、ペットボトル	12,045,504円	4,015,168円
白井市	有	紙類、布類、ビン類、金属類 1kg当たり5円	紙類、布類、ビン類、金属類 1kg当たり5円	3,718,190円	4,766,951円
富里市	有	新聞、雑誌、段ボール、紙パック、パッケージペーパー、繊維、アルミ缶、ビン 5円/kg	新聞、雑誌、段ボール、紙パック、パッケージペーパー、繊維、アルミ缶、ビン 3円/kg	4,559,450円	2,790,135円
南房総市	無				
匝瑳市	有	繊維類、紙類、金属類及びビン類 各5円以内/kg(会計年度当たり限度額は、1団体につき200,000円)		1,375,975円	
香取市	有	紙類・繊維類 3円/kg		3,986,988円	
山武市	有	紙類、繊維類、缶類、ペットボトル、白トレイ 各品目 1Kgあたり3円	なし	紙類 637,465kg 1,912,395円 繊維類 28,243kg 84,729円 缶類 25,896kg 77,688円 ペットボトル 5,589kg 16,767円	
いすみ市	無				
大網白里市	有	紙類(新聞紙、雑誌、段ボール、飲料パック、雑がみなど)・ビン類・繊維類・金属類(缶、その他金属) 各5円/kg	無	5,171,885円(平成24年度実績) 内訳 紙類 4,986,550円 繊維類 2,500円 ビン類 38,400円 金属類 66,775円 アルミ缶 77,660円	
酒々井町	有	新聞、雑誌、段ボール、牛乳パック、ビン、金属古繊維(3円/kg)	新聞、雑誌、段ボール、牛乳パック、ビン、金属古繊維(2円/kg)	2,234,097円	1,489,398円
栄町	有	紙類 繊維類 金属類 3円/kg	紙類 繊維類 金属類 4円/kg	2,654,202円	3,538,936円
神崎町	有	紙類・繊維類・金属類・ビン類 各3円/kg		314,088円	
多古町	無				
東庄町	無				
九十九里町	有	紙類・繊維類・カン・ビン(3円/kg)		180,024円	

集団回収に対する助成等について記入してください。

市町村名	助成制度の有無	補助品目と単価		補助金交付額（円）	
		回収団体	回収業者	回収団体	回収業者
芝山町	有	3円/kg	新聞、雑誌、ダンボール、衣類、牛乳パック、ビール瓶、一升瓶、アルミ缶、スチール缶	256,857円	
横芝光町	有	アルミ缶のみ 1kgあたり3円	無		0円
一宮町	無				
睦沢町	無				
長生村	無				
白子町	無				
長柄町	無				
長南町	無		なし		
大多喜町	無				
御宿町	有	カン、ビン、古紙等資源物：約3円/kg（上限35万）		346,374円	
鋸南町	無	無			

集団回収の実施団体数等について記入してください。

市町村名	小学校等によるPTA等回収		町内会・自治会等による回収		子供会による回収		その他			計	
	袋（包装紙、紙袋）	回収量 (kg)	実施団体数	回収量 (kg)	実施団体数	回収量 (kg)	実施団体数	回収量 (kg)	備考（団体の概略）	実施団体数	回収量 (kg)
千葉市	77	3,602,040 kg	329	7,034,020 kg	135	2,483,730 kg	206	3,794,470 kg	老人会、婦人会管理組合、寮、社宅	747	16,914,260
銚子市										0	0
市川市	28	650,490 kg	68	1,562,116 kg	49	789,920 kg	118	1,874,377 kg	マンション管理組合、高齢者クラブ、婦人会、他	263	4,876,903
船橋市			31	19,484,010 kg			1	174,440 kg		32	19,658,450
館山市										0	0
木更津市	15	500,045 kg	18	406,078 kg	45	570,627 kg	33	167,993 kg		111	1,644,743
松戸市	26	386,010 kg	241	16,187,941 kg	36	1,400,243 kg	168	2,743,877 kg	老人会、婦人会、管理組合、社宅・寮等	471	20,718,071
野田市	5	9,229 kg	352	7,585,381 kg	1	23,147 kg	2	2,590 kg	老人クラブ・専門学校寮	360	7,620,347
茂原市	24	80,942 kg	3	23,743 kg	1	21,264 kg	13	15,569 kg		41	141,518
成田市	37	916,232 kg	89	870,205 kg	33	372,498 kg	17	227,339 kg	老人クラブ、自立支援施設	176	2,386,274
佐倉市	13	627,006 kg	94	1,834,610 kg	110	3,584,962 kg	3	168,830 kg	同好会、NPO	220	6,215,408
東金市	15	138,000 kg	4	54,000 kg	8	139,000 kg	8	93,000 kg	体育協会、長寿会等	35	424,000
旭市	4	19,190 kg	7	26,367 kg	1	7,500 kg	16	87,281 kg	老人クラブ、スポーツ少年団	28	140,338
習志野市	42	567,693 kg	79	2,425,337 kg	13	471,969 kg				134	3,464,999
柏市										0	0
勝浦市	10	198,016 kg	0	0 kg	0	0 kg	0	0 kg		10	198,016
市原市	88	1,383,663 kg	76	1,272,334 kg	71	647,698 kg	56	883,737 kg	老人会、婦人会、サークル、福祉施設、会社の寮等	291	4,187,432
流山市	13	312,790 kg	213	10,338,640 kg	5	182,670 kg	13	459,940 kg	老人会(10)、婦人会(1)、少年野球クラブ(2)、	244	11,294,040
八千代市	27	1,153,015 kg	29	650,182 kg	9	200,460 kg	19	421,933 kg	管理組合	84	2,425,590
我孫子市										0	0
鴨川市	14	434,000 kg	6	35,000 kg	22	113,000 kg	7	79,000 kg		49	661,000
鎌ヶ谷市	9	1,250,120 kg								9	1,250,120
君津市	15	411,902 kg	2	4,260 kg	1	6,030 kg	7	66,592 kg	サークル、放課後児童クラブ等	25	488,784
富津市	13	589,612	2	91,130	6	30,100	2	75,555		23	786,397
浦安市	12	163,550 kg	69	4,110,010 kg	21	489,920 kg	23	382,670 kg	管理組合等	125	5,146,150
四街道市	7	36,263 kg	9	196,615 kg	27	477,860 kg	33	525,560 kg	シニアクラブ、NPO、学校	76	1,236,298
袖ヶ浦市	7	293,397 kg	111	1,704,676 kg	5	45,542 kg	6	390,174 kg		129	2,433,789
八街市	12	132,466 kg	33	224,223 kg	10	51,765 kg	8	205,771 kg		63	614,225
印西市	36	956,431 kg	33	616,254 kg	28	326,723 kg	17	108,186 kg	高齢者団体など	114	2,007,594
白井市	13	289,315 kg	15	289,975 kg	4	9,980 kg	3	154,368 kg		35	743,638
富里市	19	103,713 kg	33	232,804 kg	30	488,753 kg	15	104,775 kg	老人クラブ、スポーツ団体	97	930,045
南房総市										0	0
匝瑳市	10	193,742 kg	3	48,930 kg	3	8,490 kg	5	40,783 kg	エコクラブ・NPO法人W I T H・匝瑳リトルシニア・平和リサイクル考える会・ガールスカウト千葉県支部98団・匝瑳地区青少年相談員	21	291,945
香取市	28	1,074,330 kg	10	75,062 kg	7	88,304 kg	5	91,300 kg		50	1,328,996
山武市	20	351,971 kg	29	152,277 kg	17	126,956 kg	20	65,989 kg	ゴールドクラブ等	86	697,193
いすみ市										0	0
大網白里市	14	407,245 kg	27	525,255 kg	3	39,519 kg	8	62,358 kg	ボランティア、老人会、福祉法人	52	1,034,377

集団回収の実施団体数等について記入してください。

市町村名	小学校等によるPTA等回収		町内会・自治会等による回収		子供会による回収		その他			計	
	袋（包装紙、紙袋）	回収量 (kg)	実施団体数	回収量 (kg)	実施団体数	回収量 (kg)	実施団体数	回収量 (kg)	備考（団体の概略）	実施団体数	回収量 (kg)
酒々井町	4	9,801 kg	27	233,316 kg	15	301,497 kg	20	200,085 kg	老人クラブ、婦人会など	66	744,699
栄町	10	71,164 kg	13	715,505 kg	8	77,920 kg	1	20,145 kg		32	884,734
神崎町	2	96,076 kg	1	3,210 kg	1	5,410 kg				4	104,696
多古町										0	0
東庄町										0	0
九十九里町	2	13,745 kg			6	46,263 kg				8	60,008
芝山町	2	59,079 kg			1	26,540 kg				3	85,619
横芝光町	8	134,640 kg					2	157,360 kg		10	292,000
一宮町										0	0
睦沢町										0	0
長生村										0	0
白子町										0	0
長柄町	0	0 kg	0	0 kg	0	0 kg	0	0 kg		0	0
長南町										0	0
大多喜町										0	0
御宿町	1	2,670 kg	4	99,445 kg	1	21,590 kg				6	123,705
鋸南町	0	0 kg	0	0 kg	0	0 kg	0	0 kg		0	0
計	682	17,619,593	2,060	79,112,911	733	13,677,850	855	13,846,047		4,330	124,256,401

集団回収における収集から処理に関しての市町村等の関係について、該当するものをア～ウの中から選んでください。

ア 任意団体（自治会等）が回収業者と直接取引し、行政は収集・処理には関わっていない。

（行政は補助金交付や用具の貸し出しのみに関わっている。）

イ 任意団体（自治会等）が排出したものを、行政が収集・売却し、住民に還元する。

ウ その他（^{1. 新聞} ^{2. 冊子}）

市町村名	回答	その他の具体的内容（ウの場合に記入）
千葉市	ア	
銚子市	ウ	行政の収集・処理・補助等はない
市川市	ア	
船橋市	ウ	回収業者がごみ収集ステーションから地区ごとに回収し、地区の回収量に応じて任意団体に有価物回収協力金を支給する。回収業者には、必要経費の不足分を助成する。
館山市		
木更津市	ア	
松戸市	ア	
野田市	ウ	任意団体（自治会等）が排出したものを、行政が野田市再資源化事業協同組合に収集委託し、住民に対して助成金として還元する。
茂原市	ウ	任意団体が排出したものを市が回収し、回収量に応じて市が報償金を交付する。
成田市	イ	
佐倉市	ア	
東金市	ア	
旭市	ア	
習志野市	ア	
柏市		
勝浦市	ア	
市原市	ア	
流山市	ア	
八千代市	ア	
我孫子市		
鴨川市	ア	
鎌ヶ谷市	ア	
君津市	ア	
富津市	ア	
浦安市	ア	
四街道市	ア	
袖ヶ浦市	ア	
八街市	ア	
印西市	ア	
白井市	ア	

集団回収における収集から処理に関しての市町村等の関係について、該当するものをア～ウの中から選んでください。

ア 任意団体（自治会等）が回収業者と直接取引し、行政は収集・処理には関わっていない。

（行政は補助金交付や用具の貸し出しのみに関わっている。）

イ 任意団体（自治会等）が排出したものを、行政が収集・売却し、住民に還元する。

ウ その他（^{1. 利用} ^{2. 回収}）

市町村名	回答	その他の具体的内容（ウの場合に記入）
富里市	ア	
南房総市	ウ	把握していない
匝瑳市	ア	
香取市	ア	
山武市	ア	
いすみ市	ウ	該当なし
大網白里市	ア	
酒々井町	ア	
栄町	ア	
神崎町	ア	
多古町	ア	
東庄町		
九十九里町	ア	
芝山町	ア	
横芝光町	ア	
一宮町		
睦沢町	無	
長生村	ウ	任意団体が回収業者との取引なし（実施していない）
白子町	ウ	把握していない
長柄町		
長南町	ウ	実施してない
大多喜町	ウ	実施してない。
御宿町	ア	
鋸南町	ウ	実施していない

ポイ捨て禁止条例の制定状況等について

市町村名	条例の有無	条例名	ポイ捨てに対する罰則の有無	ポイ捨てに対する罰則適用の有無等		制定日
				有無	件数	
千葉市	1. 新聞 2. 雑誌 3. 段ボール 4. 紙パック 5. 紙製容器包装(包装紙, 紙袋, 菓子箱等) 6. 雑紙(紙製容器包装に限らずその他紙類として)	千葉市路上喫煙等及び空き缶等の散乱の防止に関する条例	有	有	14	平成23年1月1日
銚子市	無					
市川市	有	市川市市民等の健康と女主人に係る生活環境の保持に関する条例	有	無	0	平成15年9月22日
船橋市	有	船橋市路上喫煙及びポイ捨て防止条例	有	無		平成16年3月31日
館山市	有	館山市まちをきれいにする条例	無			平成10年3月31日
木更津市	有	木更津市空き缶等及び吸殻等の散乱の防止等に関する条例	有	有		平成8年3月29日
松戸市	有	松戸市安全で快適なまちづくり条例	有	有	36	平成15年12月19日
野田市	有	野田市環境美化条例	無	無		平成9年3月31日
茂原市	有	茂原市ポイ捨て防止条例	有	無		平成12年6月29日
成田市	有	成田市空き缶等及び吸殻等の散乱の防止に関する条例	有	無	0	平成8年12月27日
佐倉市	有	佐倉市快適な生活環境に支障となる迷惑行為の防止に関する条例	無	無		平成15年3月14日
東金市	有	東金市清潔で美しいまちづくりの推進に関する条例	有	無		平成12年12月27日
旭市	有	旭市環境美化推進に関する条例	有	無	0	平成17年7月1日
習志野市	有	習志野市空き缶等の投棄、違反ごみ出し並びに飼い犬及び飼い猫のふんの放置をしないまちづくり条例	無	無		平成14年12月27日
柏市	有	柏市ぼい捨て等防止条例	有	有	0	平成17年4月1日
勝浦市	有	勝浦市きれいで住みよい環境づくり条例	有	無		平成14年9月26日
市原市	有	市原市ポイ捨て行為の防止に関する条例	有	無	0	平成9年3月18日
流山市	有	流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例	有	無		平成14年6月28日
八千代市	有	八千代市ポイ捨て防止に関する条例	有	無	—	平成10年3月25日
我孫子市	有	我孫子市さわやかな環境づくり条例	有	無	0	平成9年6月26日
鴨川市	有	まちをきれいにする条例	有	無		平成17年2月11日
鎌ヶ谷市	有	鎌ヶ谷市ごみの散乱のない快適なまちづくりに関する条例	無	無		平成17年9月30日
君津市	有	君津市まちをきれいにする条例	有	無		平成9年3月31日

ポイ捨て禁止条例の制定状況等について

市町村名	条例の有無	条例名	ポイ捨てに対する罰則の有無	ポイ捨てに対する罰則適用の有無等		制定日
				有無	件数	
富津市	有	富津市まちをきれいにする条例	有	無		平成9年3月27日
浦安市	有	浦安市空き缶等の散乱防止等に関する条例	無	無	-	平成9年3月31日
四街道市	有	四街道市まちをきれいにする条例	有	無	0	平成11年3月30日
袖ヶ浦市	有	袖ヶ浦市まちをきれいにする条例	有	無		平成9年3月28日
八街市	有	八街市さわやかな環境づくり条例	有	無		平成10年6月29日
印西市	有	印西市歩行喫煙、ポイ捨て等防止条例	有	有	4	平成19年9月21日
白井市	有	白井市まちをきれいにする条例	有	無	0	平成14年9月24日
富里市	有	富里市ポイ捨て防止条例	有	無		平成12年3月27日
南房総市	有	南房総市環境美化推進に関する条例	無	無		平成18年3月20日
匝瑳市	有	匝瑳市まちをきれいにする条例	有	無	0	平成18年1月23日
香取市	有	香取市環境美化条例	無			平成18年3月27日
山武市	有	山武市清潔で美しいまちづくりの推進に関する条例	有	無		平成18年3月27日
いすみ市	有	いすみ市環境保全条例第52条（空き缶等投げ捨ての禁止）	有	無		平成17年12月5日
大網白里市	有	大網白里市まちをきれいにする条例	有	無		平成22年3月23日
酒々井町	無					
栄町	無					
神崎町	有	神崎町ポイ捨て防止条例	有	無		平成13年12月18日
多古町	有	多古町空き缶等の散乱防止に関する条例	無	無	0	平成12年12月20日
東庄町	有	東庄町空き缶等の散乱防止に関する条例	無	無		平成10年3月12日
九十九里町	有	九十九里町環境美化条例	有	無		平成25年3月25日
芝山町	有	芝山町をきれいにする条例	有	無		平成13年6月18日
横芝光町	有	横芝光町ごみポイ捨て防止に関する条例	有	無	0	平成19年3月15日
一宮町	無					
睦沢町	有	睦沢町ポイ捨て行為の防止に関する条例	有	無		平成10年10月1日
長生村	無		無	無		
白子町	有	白子町環境美化推進に関する条例	無			平成8年6月14日
長柄町	無					
長南町	無					
大多喜町	無					
御宿町	有	御宿町きれいな海岸環境を守る条例	有	有		平成8年10月
鋸南町	有	鋸南町環境美化推進に関する条例	有	無		平成6年12月8日

一般廃棄物等の不法投棄の状況等について

市町村名	不法投棄の発見件数と投棄量						撤去量					
	一般廃棄物		一般廃棄物・ 産業廃棄物混合		合計		完了				未着手	
	1.新聞 雑誌	2. 3. 段 量 (t)	件数	量 (t)	件数	量 (t)	件数	量 (t)	件数	量 (t)	件数	量 (t)
千葉市	2,258	350.7 t	不明	不明	2,258	350.7 t	2,258	350.7 t	不明	不明	不明	不明
銚子市	19	1 t			19	1 t	19	1 t				
市川市	3,449	628 t			3,449	628 t	3,449	628 t				
船橋市	1,288	110 t			1,288	110 t	1,288	110 t				
館山市	393	7 t (推計値)	63	5 t (推計値)	456	12 t (推計値)	450	11 t (推計値)			6	1 t (推計値)
木更津市	225	22 t (推計値)	7	3 t (推計値)	232	25 t (推計値)	40	4 t (推計値)			192	21 t (推計値)
松戸市	574	56 t			574	56 t	574	56 t				
野田市			1,861	105 t	1,861	105 t	1,861	105 t				
茂原市	201	12 t			201	12 t	201	12 t				
成田市	661	12 t			661	12 t	661	12 t				
佐倉市	1,071	46.9 t			1,071	46.9 t	1,071	46.9 t				
東金市			284	13 t	284	13 t	284	13 t				
旭市	126	51 t			126	51 t	126	51 t				
習志野市	101	3.7 t			101	3.7 t	101	3.7 t				
柏市			244	21 t	244	21 t	244	21 t				
勝浦市	79	6.7 t	3	不明	82	6.7 t	76	6 t (推計値)			6	不明
市原市	1,993	不明			1,993	不明	1,931	126 t			62	不明
流山市			746	74.3 t	746	74.3 t	746	74.3 t				
八千代市	401	不明	8	不明	409	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明
我孫子市	135	15.7 t			135	15.7 t	135	15.7 t				
鴨川市	41	18 t	4	1 t	45	19 t	45	19 t				
鎌ヶ谷市	291	49 t			291	49 t	291	49 t				
君津市	70	不明	22	不明	92	不明	55	不明			37	不明
富津市	178	6.5 t			178	6.5 t	178	6.5 t				
浦安市	504	不明			504	不明	504	不明				
四街道市	58	不明	10	不明	68	不明	68	不明				
袖ヶ浦市	68	不明			68	不明	68	不明				
八街市	102	24 t			102	24 t	102	24 t				
印西市	346	47 t	5	不明	351	47 t	351	47 t				
白井市	182	16 t			182	16 t	182	16 t				
富里市	105	11 t	3	2 t	108	13 t	99	9 t			9	4t (推計値)
南房総市	146	7 t	8	2 t	154	9 t	154	9 t				
匝瑳市	47	12 t			47	12 t	47	12 t				
香取市	198	23 t	6	1 t	204	24 t	132	15 t			72	9 t
山武市	224	0.8 t	7	0.7 t	231	1.5 t	231	1.5 t				
いすみ市	657	42 t	10	1 t	667	43 t	667	43 t				
大網白里市	162	6.9 t	4	0.3 t	166	7.2 t	166	7.2 t				

一般廃棄物等の不法投棄の状況等について

市町村名	不法投棄の発見件数と投棄量						撤去量					
	一般廃棄物		一般廃棄物・ 産業廃棄物混合		合計		完了				未着手	
	1.新聞 雑誌	2. 3.段 量 (t)	件数	量 (t)	件数	量 (t)	件数	量 (t)	件数	量 (t)	件数	量 (t)
酒々井町	109	30 t			109	30 t	109	30 t				
栄町	8	2 t			8	2 t	8	2 t				
神崎町	13	690 t			13	690 t	13	690 t				
多古町	27	3.2 t	2	0.3 t	29	3.5 t	29	3.5 t				
東庄町	15	0.5 t (推計値)	2	0.1 t (推計値)	17	0.6 t (推計値)	17	0.6 t (推計値)				
九十九里町	70	10 t (推計値)	5	1 t (推計値)	75	11 t (推計値)	75	11 t (推計値)				
芝山町			25	不明	25	不明	25	不明				
横芝光町			46	2 t	46	2 t	46	2 t				
一宮町	82	14 t			82	14 t	82	14 t				
睦沢町	13	0.7 t	6	0.3 t	19	1 t	13	0.7 t			6	0.3 t
長生村	11	7 t	1	1 t	12	8 t	12	8 t				
白子町	31	1.5 t			31	1.5 t	31	1.5 t				
長柄町	68	2.5 t	13	8 t	81	10.5 t	81	10.5 t				
長南町	3	2 t	4	2 t	7	4 t	7	4 t				
大多喜町	50	7 t			50	7 t	10	2 t	35	4 t	5	1 t
御宿町	10	0.5 t			10	0.5 t	10	0.5 t				
鋸南町	15	1 t			15	1 t	15	1 t				

16,878 2,262.2 t

一般廃棄物等の主な不法投棄場所等について（該当するものに○を記入してください。その他の場合は、その場所を記載してください。）

市町村名	不法投棄された場所												
	(包装紙, 紙)	農地	工業用地	道路・ 道路際	河川	海岸	住宅地	雑種地	その他（左記以外の場合は、その場所を記載してください。）				
									①	②	③	④	⑤
千葉市	○	○	○	○	○	○	○	○					
銚子市	○			○	○	○		○					
市川市	○	○	○	○	○		○	○	ごみ集積所	公園・緑地	水路		
船橋市	○	○	○	○			○	○					
館山市	○			○	○	○	○	○	ごみステーション	公園			
木更津市	○	○	○	○	○	○	○	○					
松戸市	○			○	○				市管理地				
野田市	○	○	○	○	○		○	○	公園				
茂原市	○	○		○	○		○	○					
成田市				○									
佐倉市	○	○	○	○	○		○	○					
東金市				○	○								
旭市	○	○	○	○	○	○	○	○	公園	農業用水路	ゴミステーション		
習志野市				○					集積所	公園			
柏市	○			○	○				ごみ収集場所				
勝浦市	○	○		○	○		○						
市原市	○	○	○	○	○		○	○	公園				
流山市	○	○		○	○		○	○					
八千代市	○	○	○	○	○		○	○	区画整理事業地	工事現場	店舗等の駐車場	公園緑地	
我孫子市	○	○		○	○		○						
鴨川市	○	○		○	○	○	○	○					
鎌ヶ谷市	○	○		○				○					
君津市	○	○		○	○		○						
富津市	○	○		○	○	○		○					
浦安市			○	○	○		○	○					
四街道市	○			○				○	集積所				
袖ヶ浦市	○	○		○	○		○	○					
八街市	○	○		○			○	○	ごみ集積所				
印西市	○	○		○	○			○					
白井市				○					ごみ集積所	公衆施設			
富里市	○	○		○			○	○					
南房総市	○			○				○					
匝瑳市	○	○	○	○	○	○	○	○	ごみステーション				
香取市	○	○		○	○		○	○	J R高架下				
山武市	○	○		○	○	○	○	○					
いすみ市	○		○	○	○	○	○	○	集積所				
大網白里市	○	○		○	○	○			集積所				

一般廃棄物等の主な不法投棄場所等について（該当するものに○を記入してください。その他の場合は、その場所を記載してください。）

市町村名	不法投棄された場所													
	(包装紙, 紙)	農地	工業用地	道路・ 道路際	河川	海岸	住宅地	雑種地	その他（左記以外の場合は、その場所を記載してください。）					
									①	②	③	④	⑤	
酒々井町				○					ごみ集積所					
栄町	○	○		○				○						
神崎町	○	○		○					公園	公民館				
多古町	○	○		○	○		○	○						
東庄町	○	○	○	○	○									
九十九里町		○		○	○	○		○	集積場					
芝山町	○		○	○										
横芝光町	○			○	○	○		○						
一宮町	○			○	○	○								
睦沢町	○			○	○			○	公園					
長生村	○	○		○		○			ごみ集積所					
白子町	○			○	○									
長柄町	○			○					水路					
長南町	○	○		○	○		○	○						
大多喜町	○			○				○						
御宿町	○			○										
鋸南町	○	○		○	○	○	○	○	集積所					

不法投棄されたごみの種類等について（該当するものに○を記入してください。その他の場合は、その種類を記載してください。）

市町村名	不法投棄されたごみの種類											
	家電品 (4品目)	家電品 (その他)	家電品 以外の 粗大	タイヤ	バイク	自転車	自動車	その他（左記以外の場合は、その種類を記載してください。）				
								①	②	③	④	⑤
千葉市	○	○	○	○	○	○	○					
銚子市	○	○	○	○		○	○	消化器	布団	事業系ごみ	未分別家庭ごみ	
市川市	○	○	○	○	○	○		未分別家庭ごみ	消火器	バッテリー		
船橋市	○	○	○	○		○						
館山市	○	○	○	○		○		建築廃材	塩化ビニル	ペンキ缶		
木更津市	○	○	○	○	○	○		家庭ごみ				
松戸市	○	○	○	○	○	○	○	未分別ごみ	事業ごみ			
野田市	○	○	○	○	○	○		生活ごみ	消火器	バッテリー	耐火金庫	ボンベ
茂原市	○	○	○	○	○	○						
成田市	○	○	○	○								
佐倉市	○	○	○	○	○	○		もやせるごみ				
東金市	○	○	○	○	○	○	○	家庭ごみ				
旭市	○	○	○	○		○		生活系ごみ	缶・ビン	雑誌類	衣類	
習志野市	○	○	○					布団				
柏市	○	○	○	○	○	○	○	消火器	ふとん			
勝浦市	○	○	○	○		○		○	○	○	○	
市原市	○	○	○	○	○	○	○	可燃物一般	不燃物一般	建築廃材	雑誌・新聞	
流山市	○	○	○	○	○	○		コンクリート	土砂			
八千代市	○	○	○	○	○	○	○	露天商の食物 残渣・容器等	一般家庭ごみ (生ごみ・容 器等)	ぬいぐるみ	衣類	アルバム
我孫子市	○	○	○	○	○	○		畳	ストーブ	コンクリがら	瓦	
鴨川市	○	○	○	○		○						
鎌ヶ谷市	○	○	○	○		○		消火器	バッテリー			
君津市	○	○	○	○	○	○						
富津市	○	○	○	○		○		家庭ごみ	家具・布団類			
浦安市	○	○	○	○	○	○						
四街道市	○	○	○	○	○	○		その他生活系ゴミ	建設廃材	塗料（容器含む）	被服類	雑誌
袖ヶ浦市	○	○	○	○	○	○						
八街市	○	○	○	○		○		生活ごみ				
印西市	○	○	○	○		○	○					
白井市	○	○	○	○	○	○		マットレス	消火器	パソコン	ソファ	
富里市	○	○	○	○		○		可燃ごみ	缶	ペットボトル	ガラスびん	
南房総市	○		○	○		○						
匝瑳市	○	○	○			○		生活系ごみ	缶・ビン類			
香取市	○	○	○	○		○						
山武市	○	○	○	○	○	○		家庭ごみ				
いすみ市	○			○		○						
大網白里市	○	○	○	○	○	○	○	可燃ごみ	家電以外の不 燃ごみ			

不法投棄されたごみの種類等について（該当するものに○を記入してください。その他の場合は、その種類を記載してください。）

市町村名	不法投棄されたごみの種類											
	家電品 (4品目)	家電品 (その他)	家電品 以外の 粗大	タイヤ	バイク	自転車	自動車	その他（左記以外の場合は、その種類を記載してください。）				
								①	②	③	④	⑤
酒々井町	○	○	○	○		○		カン	ビン	コンビニ袋	弁当容器	雑誌
栄町	○	○		○								
神崎町	○	○	○	○								
多古町	○	○	○	○	○							
東庄町	○	○	○	○				野菜くず	家庭ごみ	選定枝		
九十九里町	○	○	○	○		○		家庭ごみ	石膏ボード	断熱材		
芝山町	○	○			○			他市町のごみ	衣類			
横芝光町	○	○	○	○		○						
一宮町	○	○	○			○		燃えるごみ	燃えないごみ			
睦沢町	○	○	○	○	○							
長生村	○	○	○	○		○						
白子町	○	○	○	○				日常生活用品				
長柄町	○	○	○	○	○	○	○	建築廃材	家庭ごみ（可燃・不燃）			
長南町	○	○	○	○	○	○	○					
大多喜町	○	○	○	○								
御宿町	○	○	○	○		○		可燃ごみ	ガラス屑			
鋸南町	○	○	○	○		○		消火器	バッテリー	家庭ごみ		

不法投棄対策に係る条例や要綱等について

市町村名	条例名	内容
千葉市	なし	
銚子市	4. 紙パック 5. 紙製容器包装（包装紙、紙袋、菓子箱等） 6. 雑紙（紙製容器包装）	—
市川市	市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例	空地等の管理者による投棄防止措置の実施（第37条）、廃棄物の投棄の禁止・市による未然防止措置の実施（第38条）
船橋市	船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例	土地等の適正管理
館山市	館山市不法投棄監視員制度設置要綱	不法投棄監視員設置に関する要綱
木更津市	①木更津市不法投棄監視員制度設置要綱 ②木更津市不法投棄監視カメラの設置及び運用に関する要綱	①2年任期で15名の不法投棄監視員を選出し、各地域の不法投棄の監視パトロールを実施してもらい、木更津市生活環境課に毎月、状況報告をしてもらっている。 ②往来の少ない地域における不法投棄監視強化のために、監視カメラを設置することによって、不法投棄の未然防止や増加阻止を行っている。
松戸市	なし	
野田市	野田市環境美化条例	生活環境を損ねるものの飛散防止に努めることにより、市の環境美化を促進するもの。
茂原市	茂原市不法投棄監視員設置要綱	不法投棄の現状を的確に把握するため、監視員を設置することにより不法投棄を未然に防止し、快適な生活環境を確保する。
成田市	無	
佐倉市	①佐倉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 ②佐倉市産業廃棄物及び残土の不法投棄監視員設置に関する要綱	①土地、建物の清潔保持・公共の場所を汚すことの廃止・空き容器等の散乱防止 ②産業廃棄物及び残土の不法投棄等を未然に防止のため、不法投棄監視員を設置する。
東金市	・東金市清潔で美しいまちづくりの推進に関する条例 ・東金市不法投棄監視員設置要綱	・投棄行為等の禁止、自動車等の放置行為の禁止等。 ・不法投棄等を未然に防止し、市民の快適な生活環境の保全に資する。
旭市	旭市不法投棄監視員設置要綱	不法投棄等の未然防止
習志野市	習志野市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	「何人もみだりに廃棄物を捨ててはならない」（第38条第1項）
柏市	柏市不法投棄対策条例	不法投棄の防止又は不法投棄をされた廃棄物の除去その他の不法投棄の対策に関し、市、市民等、土地所有者等及び事業者の責務を明らかにし、不法投棄者への勧告その他必要な事項を定めることにより、環境美化の推進及び良好な生活環境の保全を図る。
勝浦市	勝浦市きれいで住みよい環境づくり条例	空き缶類、廃品類等の投棄行為及び自転車等の放置行為の禁止等、ごみ集積所の清潔保持、空き地等の管理
市原市	・市原市廃棄物の適正な処理及び減量に関する条例 ・市原市一般廃棄物処理手数料減免等の運用に関する基準 ・市原市廃棄物不法投棄住民監視活動事業補助金交付要綱 ・市原市不法投棄監視委員制度に関する要綱	・投棄の禁止（第7条）、清潔の保持（第8条）、土地の管理（第10条）、手数料の減免（第29条） ・市原市廃棄物の適正な処理及び減量に関する条例第29条に規定する手数料の減免に関する「その他特別な理由」に該当するものを定めたもの。不法投棄ごみについて、不法投棄されたものと判断出来る場合、処理手数料を減免する。 ・廃棄物の不法投棄が多発する地域において、生活環境の保全を図るために住民自ら組織した団体が行う廃棄物の不法投棄の監視活動に対し、その経費の一部を予算の範囲内で交付する。 ・市内各地に住民からなる監視委員を配置し、不法投棄の監視及び報告を行うことで、不法投棄の防止や早期発見による快適な生活環境の保全を目的とする。任期は1年、定数は35人。
流山市	なし	
八千代市	八千代市不法投棄防止条例	事業者等の責務、立入検査、現状回復命令及び罰金、通報者への報酬
我孫子市	我孫子市不法投棄監視委員制度設置要綱	市内在住の市職員50名以内で構成され、不法投棄の監視、通報等を行う。
鴨川市	鴨川市不法投棄監視員に関する規則	不法投棄を防止するため市内各地に監視員を設置する
鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（第39条投棄の禁止等）	何人もみだりに廃棄物を捨ててはならない
君津市	君津市環境監視員設置要綱 君津市不法投棄監視員設置要綱	廃棄物の不法投棄や不適正処理、土砂等による不適正な埋め立て、燃焼行為等を未然に防止するための環境監視員設置に関すること。 不法投棄等の未然防止と現状を的確に把握するための不法投棄監視員設置に関すること。
富津市	富津市不法投棄監視員制度設置要綱	市内の各地域における廃棄物の現状を的確に把握するため
浦安市	無	
四街道市	四街道市土砂等の不法投棄等監視員要綱	市内における土砂等の不法投棄を未然に防止し、快適な生活環境を保全するため
袖ヶ浦市	袖ヶ浦市不法投棄監視員制度設置要綱	不法投棄監視員を設置することにより、不法投棄の未然防止に寄与する。
八街市	八街市不法投棄監視員設置要綱	監視員が不法投棄に関する監視及び市への通報、防止策等に関する意見の提供等を行う。
印西市	印西市不法投棄監視員設置要綱	市内の各地域における廃棄物等も不法投棄の現状を的確に把握するため、印西市不法投棄監視員を設置することにより、災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄等を未然に防止し、市民の快適な生活環境の保全に資することを目的とする。
白井市	白井市生活環境指導員設置等に関する要綱	市内各地域における廃棄物の排出方法及び不法投棄の現状を的確に把握するため

不法投棄対策に係る条例や要綱等について

市町村名	条例名	内容
富里市	富里市不法投棄監視員設置要綱	不法投棄等の現状を的確に把握するために不法投棄監視員を設置し、不法投棄等を未然に防止し、市民の快適な生活環境の保全に資する。
南房総市	南房総市環境美化推進に関する条例 南房総市不法投棄監視員設置要綱	市民等、旅行者等、事業者、占有者及び市が一体となって空き缶等のポイ捨てを防止することにより、市内の快適な生活環境づくりを推進する。 廃棄物等の不法投棄の現状を的確に把握するため南房総市不法投棄監視員を設置し、災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄等を未然に防止し、市民の快適な生活環境の保全を図る。
匝瑳市	匝瑳市不法投棄監視員規則	自然環境の破壊のおそれのある廃棄物の不法投棄を未然に防止し、廃棄物の不法投棄の現状を的確に把握するため、不法投棄監視員を設置。
香取市	香取市廃棄物不法投棄等監視員設置要綱	市内における廃棄物の不法投棄等を未然に防止し、快適な生活環境を保全するため、廃棄物不法投棄監視員を置く。
山武市	山武市清潔で美しいまちづくりの推進に関する条例 山武市不法投棄監視員設置要綱 山武市環境監視員設置規則	・山武市では、不法投棄監視員を設置することにより、不法投棄を未然に防止し市民の生活環境の保全に資することを目的とする。 ・廃棄物の不法投棄等を未然に防ぎ市民の生活環境を保全する為環境監視員を設置する。
いすみ市	いすみ市環境保全条例	第50条（不法投棄の禁止）何人も、公共の場所、山林及び空き地等に廃棄物を不法に投棄してはならない。
大網白里市	大網白里市廃棄物等不法投棄監視員設置要綱	不法投棄及び野焼きの現状を把握、未然防止
酒々井町	酒々井町廃棄物及び残土の不法投棄等監視員設置要綱	廃棄物及び残土の不法投棄等を未然に防止し、もって快適な生活環境の保全に資することを目的とする。
栄町	—	
神崎町	神崎町不法投棄監視員制度設置要綱	不法投棄等を未然に防止し、町民の快適な生活環境の保全に資することを目的とする。
多古町	多古町不法投棄監視員設置要綱	町内各地域における廃棄物の不法投棄の現状を的確に把握することで、災害の発生及び自然環境の破壊のおそれのある不法投棄等を未然に防止し、町内の快適な生活環境の保全に資することを目的とする。
東庄町	・東庄町不法投棄監視員設置要綱 ・東庄町不法投棄廃棄物処理費補助金交付要綱	・不法投棄を未然に防ぐ ・不燃物置場、リサイクルステーションに不法に投棄された廃棄物の処理に要する経費に対し予算の範囲内において、この要綱に基づき当該事業を行う区(以下「実施区」という。)に補助金を交付する。
九十九里町	九十九里町環境美化条例	町民等は、公園、広場、海水浴場、道路、河川その他の公共の場所(以下「公共用地等」という。)並びに他人の土地にごみ等を投棄してはならない。
芝山町	芝山町不法投棄監視員制度設置要綱	14名の監視員が担当区域のパトロールを定期的に行う。
横芝光町	横芝光町不法投棄監視員要綱	町内の不法投棄の防止を図り、生活環境の保全を図ることを目的として、不法投棄監視員を設置する。
一宮町	一宮町不法投棄監視員制度設置要綱	不法投棄の現状を的確に把握、不法投棄等を未然に防止、町民の快適な生活環境の保全
睦沢町	睦沢町不法投棄監視員制度設置要綱	廃棄物等の不法投棄の現状を、不法投棄監視員を設置し不法投棄等の未然に防止を目的とする。
長生村	長生村不法投棄監視員制度設置要綱	村内の各地域における廃棄物の不法投棄の現状を的確に把握するため、長生村不法投棄監視員を設置することにより、災害の発生、自然環境の破壊の恐れのある不法投棄等を未然に防止し、村民の快適な生活環境の保全に資することを目的とする
白子町	白子町不法投棄監視員制度設置要綱	不法投棄の未然防止・早期発見
長柄町	長柄町不法投棄監視員等設置に関する要綱	町内における廃棄物等の不法投棄による災害の発生及び自然環境の俳諧の未然防止。町民の快適な生活習慣の保全
長南町	長南町不法投棄監視員制度設置要綱	町内を監視員の巡回により不法投棄の発見及び防止する。
大多喜町	大多喜町不法投棄監視員制度設置要綱	町内におけるごみ及び残土等の不法投棄の防止、発見及び通報
御宿町	—	
鋸南町	鋸南町環境美化推進に関する条例・鋸南町不法投棄監視員設置要綱	空き缶等の散乱防止・不法投棄を未然に防止

一般廃棄物（資源物・集団回収分も含む）の抜き取り行為について

市町村名	抜き取られた品目	対策	抜き取り禁止項目を含む条例について				
			条例の有無	条例名	制定日	罰則の有無	罰則の内容
千葉市	不燃ごみ（金属類）、缶、古紙等	パトロール及び定点監視	有	千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例	平成23年4月1日	有	20万円以下の罰金
銚子市	新聞	看板設置 パトロール	有	銚子市破棄物の減量及び適正処理に関する条例	平成16年6月30日	無	
市川市	新聞、雑誌	パトロール	有	市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例	平成15年12月10日	有	5万円以下の過料
船橋市	新聞、雑誌等	「抜き取り禁止」プレート・張り紙・パトロール	有	船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例	平成20年7月1日	有	事実の公表
館山市	無		無				
木更津市	紙類、金属類	広報による周知。パトロールの実施。条例による規定。	有	木更津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	平成25年4月1日	有	20万円以下の罰金
松戸市	紙類・缶類	「資源ごみ等持ち去り厳禁」プレート看板の設置	有	松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	平成17年4月1日	有	5万円以下の過料
野田市	—	—	無				
茂原市	新聞紙	警察と連携して早朝パトロール	有	長生郡市広域市町村圏組合廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 (市独自の条例はありません)	平成22年2月16日	有	20万円以下の罰金
成田市	金属類、紙類・布類	集団回収の際は、回収時に出来る限り立会いをお願いしている。	無				
佐倉市	無		無				
東金市	無		無				
旭市	古紙（新聞・雑誌）	パトロール及び広報・ホームページによる周知	有	旭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成17年7月1日	無	
習志野市	新聞・金属類	パトロール、警告看板設置	有	習志野市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	平成21年10月1日	有	20万円以下の罰金
柏市	新聞紙、雑誌、ダンボール、自転車、金属類	・「持ち去り禁止」プレートの掲示 ・パトロールの実施 ・広報紙等によるPR ・行為者への指導・警告	有	柏市廃棄物処理清掃条例	平成17年3月28日(改正) 平成17年7月1日(施行)	有	20万円以下の罰金
勝浦市	空き缶類	職員の口頭での注意	有	勝浦市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成19年12月25日	無	
市原市	資源物・不燃物	職員の巡回パトロール、資源物の持ち去り禁止ステッカーの貼付等により啓発	有	市原市廃棄物の適正な処理及び減量に関する条例	平成21年7月1日	有	20万円以下の罰金 (資源物のみ)
流山市	新聞紙、缶・金属類	広報によるPR、持ち去り禁止パトロール、持ち去り禁止の看板の設置	有	流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	平成20年12月26日	有	20万円以下の罰金
八千代市	新聞雑誌 段ボール アルミ缶 スチール缶	資源物持ち去りパトロールの実施	有	八千代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	平成5年12月24日 平成21年6月26日 (抜き取り禁止を追加)	有	過料 (50,000円以下)
我孫子市	古紙類 金属類	パトロール、看板の貸与、通報の呼びかけ	有	廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例	平成17年3月30日 (改定)	有	20万以下の罰金
鴨川市	無		無				
鎌ヶ谷市	紙類	回収日に地区を巡回している	無				
君津市	無	通報等に基づき、随時パトロールを実施	無				
富津市			無				
浦安市	新聞・雑誌・段ボール	パトロール・ホームページ・パンフレットによる排出時間を周知する	有	浦安市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	平成19年4月1日	有	20万円以下の罰金

一般廃棄物（資源物・集団回収分も含む）の抜き取り行為について

市町村名	抜き取られた品目	対策	抜き取り禁止項目を含む条例について				
			条例の有無	条例名	制定日	罰則の有無	罰則の内容
四街道市	紙類	通報に基づき、随時パトロールを実施	有	四街道市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成17年4月1日	無	
袖ヶ浦市	11・12	収集業者、自治会との連携及びパトロール					
八街市	古紙類	抜き取り禁止条例の制定及び監視パトロール	有	八街市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成22年7月1日	有	20万円以下の罰金
印西市	新聞	通報のあった地区を重点にパトロールをおこなった	有	印西市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	平成16年12月21日	無	
白井市	ダンボール新聞	パトロールの実施					
富里市	無	張り紙	無				
南房総市	無						
匝瑳市			無				
香取市	無		無				
山武市			有	山武郡市環境衛生組合持去り防止要綱	平成19年10月25日	無	
いすみ市							
大網白里市	無		無				
酒々井町	無						
栄町	無						
神崎町			無				
多古町	無		無				
東庄町			無				
九十九里町	カン	パトロールの実施 住民からの情報提供	無				
芝山町			無				
横芝光町	衣類	パトロール	無				
一宮町	新聞、粗大ごみ（有価物）	警察と連携しての早朝パトロール	有	長生郡市広域市町村圏組合条例 廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 （平成22年条例第1号）	平成22年2月16日	有	20万円以下の罰金
睦沢町	新聞、粗大ごみ（有価物）	警察と連携しての早朝パトロール	有	長生郡市広域市町村圏組合条例 廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 （平成22年条例第1号）	平成22年2月16日	有	20万円以下の罰金
長生村	新聞、粗大ごみ（有価物）	警察と連携しての早朝パトロール	有	長生郡市広域市町村圏組合条例 廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 （平成22年条例第1号）	平成22年2月16日	有	20万円以下の罰金
白子町	新聞、粗大ごみ（有価物）	警察と連携しての早朝パトロール	有	長生郡市広域市町村圏組合条例 廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 （平成22年条例第1号）	平成22年2月16日	有	20万円以下の罰金
長柄町	新聞、粗大ごみ（有価物）	警察と連携しての早朝パトロール	有	長生郡市広域市町村圏組合条例 廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 （平成22年条例第1号）	平成22年2月16日	有	20万円以下の罰金
長南町	新聞、粗大ごみ（有価物）	警察と連携しての早朝パトロール	有	長生郡市広域市町村圏組合条例 廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 （平成22年条例第1号）	平成22年2月16日	有	20万円以下の罰金
大多喜町	無		無				
御宿町	無						
鋸南町	無						

埋立処分の状況について

※「区分」欄には次のア～ウのいずれかを入力してください。

ア 全量自区域内で埋立処分している

イ 一部を自 1.新聞 2.雑誌 3.段ボール 4.紙パック 5.紙製容器包装

ウ 全量自区域外で処理している

(単位：t)

市町村名	区分	自区域内処分量	自区域外処分量		合計
			県内埋立処分	県外埋立処分	
千葉市	ア	30,856 t			30,856 t
銚子市	ア	3,807 t			3,807 t
市川市	ウ	0 t	6,194 t	5,073 t	11,267 t
船橋市	ウ			5,998 t	5,998 t
館山市	イ	734 t			734 t
木更津市	ウ			1,478 t	1,478 t
松戸市	イ	1,133 t	255 t	15,378 t	16,766 t
野田市	ウ	0 t	1,521 t	2,152 t	3,673 t
茂原市	ア	4,380 t			4,380 t
成田市	ウ		86 t	828 t	914 t
佐倉市	イ	142 t	1,647 t		1,789 t
東金市	ア	441 t			441 t
旭市	ア	3,190 t			3,190 t
習志野市	ウ			1,503 t	1,503 t
柏市	ウ			10,330 t	10,330 t
勝浦市	ウ			732 t	732 t
市原市	ア	13,389 t			13,389 t
流山市	ウ			3,305 t	3,305 t
八千代市	ア	8,853 t			8,853 t
我孫子市	ウ	0 t	0 t	1,964 t	1,964 t
鴨川市	イ	45 t	207 t	189 t	441 t
鎌ヶ谷市	ウ			2,809 t	2,809 t
君津市	ウ			897 t	897 t
富津市	ア	619 t			619 t
浦安市	ウ			6,283 t	6,283 t
四街道市	ウ	0 t	1,981 t	544 t	2,525 t
袖ヶ浦市	ウ			674 t	674 t
八街市	ア	1,706 t			1,706 t
印西市	ア	2,223 t			2,223 t
白井市	ア	1,435 t			1,435 t
富里市	ウ		28 t	1,056 t	1,084 t
南房総市	イ	163 t	669 t	238 t	1,070 t
匝瑳市	ア	468 t	0 t	0 t	468 t
香取市	ア	4,950 t			4,950 t
山武市	イ	1,034 t	5 t		1,039 t
いすみ市	ア	499 t	0 t	0 t	499 t
大網白里市	ア	347 t			347 t
酒々井町	ア	55 t			55 t
栄町	ア	815 t			815 t
神崎町	ア	300 t			300 t

市町村名	区分	自区域内処分量	自区域外処分量		合計
			県内埋立処分	県外埋立処分	
多古町	ア	160 t			160 t
東庄町	ア	623 t			623 t
九十九里町	ア	161 t			161 t
芝山町	イ	391 t	1 t		392 t
横芝光町	ア	517 t			517 t
一宮町	ア	485 t			485 t
睦沢町	ア	214 t			214 t
長生村	ア	442 t			442 t
白子町	ア	439 t			439 t
長柄町	ア	286 t			286 t
長南町	ア	250 t			250 t
大多喜町	ウ			35 t	35 t
御宿町	-				0 t
鋸南町	ア	507 t			507 t
		86,059	12,594	61,466	160,119

不用品の再利用に関する事業の実施状況について

市町村名	1. 情報コーナー（掲示板等）に住民が不要になった物の情報を掲示し、住民同士の情報交換の場を設けている	2. HPや広報等で、地域内のリユースショップの情報をお知らせしている	3. 市町村で回収した後に、リユースショップ等に売却している	4. 市町村で回収した後に、自ら（委託を含む）修理し、販売している	5. 市町村自らがフリーマーケットやバザーを開催している	6. その他	7. 実施していない	内容 (インターネット上に情報を掲載している場合はそのURLを記入)	住民への周知方法	住民の利用状況（情報登録数、売却・販売件数等の指標となる具体的な数値を記入）※把握していない場合は“－”
千葉市	有	有	無	無	無			家庭から出るごみの減量と不用品の有効利用を進めるため、各区役所のロビーにリサイクル情報コーナーを設置し、市民からの「ゆずります」「希望します」の不用品情報を募集している。 ○利用手順 (1) 情報の登録 「ゆずります」「希望します」の情報を、直接またはハガキ、電話、ファックスで各区役所の地域振興課へ申込み。 また、「電子申請サービス」(http://www.shinsei.elg-front.jp/chiba/navi/govTop.do?govCode=12100)においても申込み可能。 (2) 情報の掲示 情報はカードに記入され、区役所ロビーに3ヵ月間掲示。 (3) 直接交渉 リサイクル情報コーナーを見て、希望する品物やゆずりたい品物があった場合、カードに記入されている方に直接連絡の上、値段や受渡しの方法等について話し合いで決める。 (4) 交渉成立後		
銚子市	装（包装紙、紙袋、菓子箱等）6. 雑紙（紙製容器包装に限らずその他紙類として）							○		
市川市	○			○				市川市リサイクルプラザ http://www.city.ichikawa.lg.jp/env04/1111000034.html	ごみ分別ガイドブック・チラシ、広報紙、市公式Webサイトへの掲載など	リサイクルプラザ来館者数15,137人、販売点数3,500点 不用品情報提供コーナー情報登録点数74点、成立点数40点
船橋市							○			
館山市							○			
木更津市			○					クリーンセンターへ直接搬入されたものから、ピックアップして回収。		
松戸市		○								
野田市	○							のだ市報によるリサイクル情報コーナーの掲載（不用品の再利用。希望者は直接提供者と交渉する。） http://www.city.noda.chiba.jp/kurashi/16-13.html	のだ市報や市ホームページに掲載	－
茂原市							○			
成田市	○			○	○			市民からの不用品情報を台帳に登載後、広報なりたの不用品情報コーナー「譲ります、探しています。」に掲載。受け渡しについては直接連絡のうえ決定。本市の施設に搬入された自転車については、部品の交換、整備を行う。また、市民から引き取った木製家具については、汚れを落とすなどの補修を行う。これらの再生品は、月1回希望者で抽選を行い、販売している。	広報誌	自転車529台、家具等556点、売払金3,488,700円
佐倉市	○			○				1. 佐倉市消費生活センターで実施している事業であるが、各出張所に設置してある「譲ります」or「譲って下さい」の申請用紙に記入、提出していただくと市の広報紙へ掲載し、実際に問い合わせがあった場合には申請者宅の電話番号を教え、交渉は当事者間で行ってもらう。 4. 佐倉市、酒々井町清掃組合に搬入された家具や自転車のうち状態の良いものは、清掃組合で修理・清掃をして販売している。 http://www.ss-seisou.jp/010/006_risaikuru/101_risaikuru.html	1. 広報 4. 佐倉市、酒々井町清掃組合のホームページ	－

不用品の再利用に関する事業の実施状況について

市町村名	1. 情報コーナー（掲示板等）に住民が不要になった物の情報を掲示し、住民同士の情報交換の場を設けている	2. HPや広報等で、地域内のリユースショップの情報をお知らせしている	3. 市町村で回収した後に、リユースショップ等に売却している	4. 市町村で回収した後に、自ら（委託を含む）修理し、販売している	5. 市町村自らがフリーマーケットやバザーを開催している	6. その他	7. 実施していない	内容 (インターネット上に情報を掲載している場合はそのURLを記入)	住民への周知方法	住民の利用状況（情報登録数、売却・販売件数等の指標となる具体的な数値を記入）※把握していない場合は“－”
東金市	○	○						リサイクル掲示板→ http://www.city.togane.chiba.jp/0000001069.html リサイクルショップガイド→ http://www.city.togane.chiba.jp/0000001053.html	市のホームページにて周知、市役所のロビーに掲示板を設置	リサイクル掲示板情報登録数(譲ります…32件、求めます…17件)
旭市	○							旭市リサイクル情報提供事業（H20.4.1から実施） 一般家庭において不用になった生活用品の譲渡又は譲受けを希望する市民に対し、その情報交換の場として、市役所本庁及び各支所に「リサイクル情報コーナー」を設置する。 市民からリサイクル用品の譲渡又は譲受けの申込みがあったら、「リサイクル登録カード」に記載していただき、登録カードに基づき情報リストを作成し、リサイクル情報コーナーへ掲示する。リサイクル用品の譲渡に必要な連絡、価格交渉、引渡し等は、リサイクル希望者が直接行う。	市ホームページ、市広報誌、区長会での説明	平成24年度情報登録件数：1件（うち成立件数：0件）
習志野市	○			○				http://www.city.narashino.lg.jp/kurashi/gomi/recycleplaza/index.html	ホームページによる周知	情報コーナー登録件数 74件 再生品販売数 1,315点 イベント等への再生品の提供数 158点
柏市	○			○		○		柏市リサイクルプラザリボン館（3R啓発施設）に「譲ります譲ってくださいボード」を設置。 譲渡及び譲受希望者が申込みをし、それぞれ掲示板に紙を貼ることでマッチングを促す仕組み。 粗大ごみとして回収された家具を修理して販売する。 撤去自転車を修理し販売する。 http://www.city.kashiwa.lg.jp/soshiki/080100/p002488.html	広報紙等による周知	24年度実績 ・譲渡及び譲受24件(譲渡希望10件、譲受希望8件、その他6件)成立3件 ・家具販売63件 ・自転車販売120件
勝浦市	○							市民等において不用となった生活関連物資の受け渡し等について、不用品の提供希望者と譲受希望者はそれぞれ市に申し出て登録を行い、その情報は市のホームページ・広報誌・市役所や公共施設における提示を通じて市民へと提供される。 http://www.city.katsuura.lg.jp/forms/info/info.aspx?info_id=29325	ホームページ・広報誌等	
市原市	○				○			不用品交換情報 http://www.city.ichihara.chiba.jp/070keizai/syouhi/p_e_62.html 自転車リサイクル http://www.city.ichihara.chiba.jp/060kankyuu/clean/gomi/17_gomi_bicycle/gomi_bicycle.html	市広報誌、Webにより周知している。	－
流山市	×	×	×	○	×	×		http://www.city.nagareyama.chiba.jp/life/33/269/001411.html	広報、ホームページ	売却・販売件数：513件
八千代市	○					○		申込方法等はHPに記載、具体的な写真等は掲載していない。 http://www.city.yachiyo.chiba.jp/121000/page000001.html	広報、HP等	情報登録数：431 取引数：161

不用品の再利用に関する事業の実施状況について

市町村名	1. 情報コーナー（掲示板等）に住民が不要になった物の情報を掲示し、住民同士の情報交換の場を設けている	2. HPや広報等で、地域内のリユースショップの情報をお知らせしている	3. 市町村で回収した後に、リユースショップ等に売却している	4. 市町村で回収した後に、自ら（委託を含む）修理し、販売している	5. 市町村自らがフリーマーケットやバザーを開催している	6. その他	7. 実施していない	内容 (インターネット上に情報を掲載している場合はそのURLを記入)	住民への周知方法	住民の利用状況（情報登録数、売却・販売件数等の指標となる具体的な数値を記入） ※把握していない場合は“－”
我孫子市	○			○				市の広報誌やHPに情報を掲載 ・不用品情報コーナー http://www.abiko-fureaikoubou.com/fuyouhin1.html ・フリーマーケット開催（年2回） http://www.city.abiko.chiba.jp/events/index.cfm/detail.21.124204.html ・家具バザー（年1回）	市の広報、ホームページ	・不用品情報コーナー 広報誌に年12回掲載 掲載件数“－” ・家具バザー 来場者58名 販売件数“－” ・フリーマーケット 来場者764名 販売件数“－”
鴨川市							○			
鎌ヶ谷市	○			○				1. 市民から譲りたいもの、希望するものを市の広報誌に「リサイクル情報」として紙面に名前と電話番号と共に記載する。それを見て希望する人、提供したい人が掲載した人に連絡を取り、交渉してもらう。交渉が成立した場合は市に報告する。 4. イベント（産業フェスティバル）に出店し、鉄道会社から無償で譲り受けた遺失物の傘（保管期限が切れたもの）及び、市民から粗大ごみとして搬入された状態の良い家具（無償で引き取ったもの）等を安価で販売している。その収入は環境美化運動（ゴミゼロ運動）等の美化活動の予算の一部となっている。	1. 及び 4. 広報の紙面による	1. リサイクル情報20件（ゆずります15件、希望します5件） 4. 遺失物傘及び家具等売上金額52,700円
君津市	○	○		○				【リサイクル情報交換コーナー】市民から「譲ります」「譲ってください」の登録カードを受け付け、市役所、リサイクルプラザ、公民館（8館）に最長6ヶ月間掲示する。リサイクル品の交換、売買は当事者間で行う。食料品、化粧品、動植物、貴金属、危険物は不可とする。 【リユースショップ情報】市内のリユースショップ情報を市のHP及びクリーンガイドブックへ掲載する。 【回収した粗大ごみの再生販売】粗大ごみとして出された再生可能な自転車・家具等を修理し、販売する。 http://www.city.kimitsu.lg.jp/contents_detail.php?co=kak&frmId=944	市のHPへの掲載、クリーンガイドブックへの掲載	平成24年度再生品販売件数 5,667件
富津市										
浦安市	○			○	○			http://www.city.urayasu.chiba.jp/menu2305.html	広報紙とホームページ	自転車の再生販売台数88台、家具の再生販売台数671点

不用品の再利用に関する事業の実施状況について

市町村名	1. 情報コーナー（掲示板等）に住民が不要になった物の情報を掲示し、住民同士の情報交換の場を設けている	2. HPや広報等で、地域内のリユースショップの情報をお知らせしている	3. 市町村で回収した後に、リユースショップ等に売却している	4. 市町村で回収した後に、自ら（委託を含む）修理し、販売している	5. 市町村自らがフリーマーケットやバザーを開催している	6. その他	7. 実施していない	内容 (インターネット上に情報を掲載している場合はそのURLを記入)	住民への周知方法	住民の利用状況（情報登録数、売却・販売件数等の指標となる具体的な数値を記入）※把握していない場合は“－”
四街道市	○							http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/kurashi/shohi/recyclecorner.html 『リサイクル品交換コーナー 四街道市』 担当課 環境経済部産業振興課 043-421-6134	市役所ロビーの掲示板に貼付・市政だより毎月15日号に掲載	平成24年度 ゆずります 申込件数 135件、成立 件数 71件 平成24年度 ゆずってくだ さい 申込件 数 85件、成 立件数 18件
袖ヶ浦市	○							譲渡・譲受希望者からの申請を受け、不用品及び希望品をホームページ等に掲載する。 不用品の提供希望者からの連絡があれば、申請者の連絡先を伝える。 取引については個人にて実施し、市に報告する http://city.sodegaura.chiba.jp/kakuka/kankyo/haikibutsu/fuyouhin.html	市役所掲示板・ホームページ	平成24年度 0件
八街市						○		市広報へ不要品情報を掲載し、希望者がいた場合、商工課が不要品情報提供者の連絡先を伝え、以降相対でやりとりする。	不要品情報を市広報へ掲載（商工課）	不要品申出6 件・成立4件
印西市	○							リサイクル情報広場「ゆずります」「探しています」の申込書に記入していただいたものを市広報、ホームページ、及び市役所庁舎1階ロビーに掲載し、希望者に紹介する制度を実施している。なお、紹介後の交渉は当事者双方で行っていただいております。当該品物についても市では預かっていない。 http://www.city.inzai.lg.jp/0000001633.html	市広報、ホームページ及び市役所庁舎1階ロビーに掲載し、周知を行っている。	
白井市	○				○				市のホームページ	
富里市					○			リサイクルフェアにてリサイクルマーケットを年1回実施している。区画数は30区画。（ http://www.city.tomisato.lg.jp/0000002114.html ）	広報、ホームページ、新聞折り込みチラシ	－
南房総市							○			
匝瑳市	○							市役所玄関ロビーに不用品の再利用に関するリサイクルコーナーを設置して、譲りたい物を持っている方、譲ってほしい物がある方は、市役所環境生活課で登録をして、リサイクルコーナーに譲りたい物品名、譲ってほしい物品名を掲示している。掲示期間は3ヵ月間。 匝瑳市ホームページ： http://www.city.sosa.lg.jp/index.cfm/8,1132,84.html	市役所玄関ロビーの掲示板、ホームページ	情報登録件 数：17件
香取市	○									
山武市	○							市役所内市民交流サロンに掲示版にてお知らせ（HP掲示なし）		
いすみ市								実施していない。		

不用品の再利用に関する事業の実施状況について

市町村名	1. 情報コーナー（掲示板等）に住民が不要になった物の情報を掲示し、住民同士の情報交換の場を設けている	2. HPや広報等で、地域内のリユースショップの情報をお知らせしている	3. 市町村で回収した後に、リユースショップ等に売却している	4. 市町村で回収した後に、自ら（委託を含む）修理し、販売している	5. 市町村自らがフリーマーケットやバザーを開催している	6. その他	7. 実施していない	内容 (インターネット上に情報を掲載している場合はそのURLを記入)	住民への周知方法	住民の利用状況（情報登録数、売却・販売件数等の指標となる具体的な数値を記入）※把握していない場合は“－”
大網白里市	○							「譲ります・求めます」コーナーを設置。希望者に申請書に記入してもらい、庁内掲示板に3週間貼りだし、希望者を待つ。なかった場合には登録を抹消する。品物は各家庭で保管して頂き、受け取り方法や場所、破損等の不具合等については、双方の相談により対応してもらおう。品物の取引が終了後、譲った方が地域づくり課まで連絡をする。 (http://www.city.oamishirasato.lg.jp/contents_detail.php?co=cat&frmId=3761&frmCd=28-1-10-1-0)	市で発行する「家庭ごみの出し方」にて周知を行う。市ホームページ上で周知する。	譲ります 16件 求めます 23件
酒々井町							○			
栄町							○		—	—
神崎町							○			
多古町					○			春と秋に開催されるイベントの一環として、フリーマーケットブースを設けてリユースを促進している。	HP・広報誌・防災行政無線	
東庄町							○			
九十九里町							○			
芝山町							○			
横芝光町										—
一宮町							○			
睦沢町							○			
長生村							○			
白子町							○			
長柄町							○			
長南町							○			
大多喜町							○			
御宿町	○							http://www.town.onjuku.chiba.jp/kensetsukankyoka/kankyou/agedasu/ageda	HP及び広報等	—
鋸南町							○			—

市町村名	5. 紙製容器包装（包装紙, 紙袋, 菓子箱等） 6. 雑		有料化無		備考
	定額制	指定袋制		なし	
		処理料金上乘	袋代のみ		
千葉市				○	
銚子市		○			30円/45ℓ 20円/30ℓ 15円/20ℓ
市川市			○		
船橋市			○		
館山市		○			45ℓ 50円/枚 20ℓ 30円/枚 10ℓ 20円/枚
木更津市	○	○			燃やせるごみ袋・燃やせないごみ袋 全て1枚あたり 20ℓ/20円 30ℓ/30円 45ℓ/45円
松戸市			○		可燃ごみのみ認定ポリ袋制と紙袋併用 (料金の上乗せ等はなし)
野田市					超過量制：年間130枚分のごみ袋は 無料。それ以上は有料。 (ごみ処理経費の半分を袋の値段に設 定している。)
茂原市		○			可燃ゴミ 35円/20L 50円/30L 65円/40L
成田市			○		
佐倉市			○		
東金市		○			35円/45ℓ 25円/30ℓ 15円/20ℓ
旭市		○			可燃ごみ(大45円/30L) 可燃ごみ(小25円/15L)
習志野市			○		透明・半透明のポリ袋の使用も可能
柏市			○		
勝浦市		○			40ℓ袋：処理量40円+袋代 30ℓ袋：処理量30円+袋代 20ℓ袋：処理量20円+袋代
市原市			○		
流山市				○	
八千代市		○			10ℓ 8.5円 20ℓ 12円 30ℓ 18円 40ℓ 24円
我孫子市				○	
鴨川市		○			50円/45ℓ、20円/20ℓ 上記価格は、処理手数料であり、袋代 については各製造メーカーにて設定し 販売している(平均価格 120円/10枚)
鎌ヶ谷市			○		
君津市					超過量有料制 年間で可燃ごみ用袋90枚、不燃ごみ 用袋20枚の無料引換券を交付し、不 足する分は購入してもらう。無料引換 できる可燃ごみ用袋の容量は、単身世 帯が小袋(20ℓ)、2～4人世帯が中 袋(30ℓ)、5人以上世帯が大袋(4 0ℓ)とする。1袋(10枚)当たりの 販売価格は小袋が900円、中袋が1,350 円、大袋が1,800円とする。
富津市		○			
浦安市			○		
四街道市			○	○	
袖ヶ浦市		○			可燃・不燃とも 20L 11円/枚 30L 13円/枚 40L 16円/枚
八街市			○		
印西市			○		
白井市			○		

市町村名	5. 紙製容器包装（包装紙, 紙袋, 菓子箱等） 6. 雑		有料化無		備考
	定額制	指定袋制		なし	
		処理料金上乘	袋代のみ		
富里市			○		
南房総市		○			50円/45L 40円/30L 30円/20L 15円/10L
匝瑳市		○			可燃大（30L）40円/枚 可燃大（15L）20円/枚
香取市		○			指定袋（大）40L指定袋1枚につき51円 指定袋（中）30L指定袋1枚につき40円 指定袋（小）20L指定袋1枚につき28円
山武市		○			1袋あたり （成東地域） 可燃（大）40円（小）20円 カン類30円ビン類30円 ペット20円金属類30円 ガラス類30円 （山武・松尾・蓮沼地域） 可燃（大）40円（小）30円 資源ごみ30円不燃ごみ20円 有害20円
いすみ市		○			50円/45L、30円/20L
大網白里市		○			35円/45L 25円/30L 15円/20L
酒々井町			○		
栄町		○			燃やすごみ大（45円） " 中（25円） " 小（15円） 資源物 大（20円） " 中（15円） " 小（10円） シール（20円） 燃やさないごみ、有害 ごみ 中（30円） " 小（15円）
神崎町		○			35円/枚
多古町		○			大30L/40円・小15L/20円
東庄町		○			可燃（大）40L 51円/枚 可燃（中）30L 40円/枚 可燃（小）20L 28円/枚
九十九里町		○			25円/30L 35円/45L
芝山町		○			（可燃大40円、可燃小30円、不燃20円、資源20円、有害20円）
横芝光町		○			【山武郡市環境衛生組合】 可燃（大）20枚入り 800円 可燃（小）20枚入り 600円 資源 10枚入り 200円 不燃 10枚入り 200円 有害 5枚入り 100円 【匝瑳市ほか二町環境衛生組合】 可燃（大）20枚入り 800円 可燃（小）20枚入り 400円 資源（大）20枚入り 400円 資源（小）20枚入り 200円 不燃 20枚入り 800円
一宮町		○			可燃ごみ 35円/20L 50円/30L 65円/40L
睦沢町		○			可燃ごみ 35円/20L 50円/30L 65円/40L
長生村		○			可燃ごみ (35円/20L 50円/30L 65円/40L)
白子町		○			可燃ごみ 35円/20L 50円/30L 65円/40L
長柄町		○			可燃ごみ 35円/20L 50円/30L 65円/40L
長南町		○			可燃ごみ 35円/20L 50円/30L 65円/40L
大多喜町		○	○		(50円/35L) (30円/20L)
御宿町		○	○		平成24年10月より有料指定袋制 （資源ごみについては袋代のみ） それ以前は定額制
鋸南町			○		50円/45L (44.30円) 30円/20L (26.82円) (50円、30円は袋の原 価を含む販売価格、44.30円、 26.82円は上乗せ料金)

市町村名	有料化の有無	従量制・定額制の別	ごみの種類	料金
千葉市	装（包装紙、紙袋、	従量制	一時多量ごみ（引越、大掃除、剪定）	20円/kg（消費税別）
銚子市	有	従量制	可燃、不燃、ビン、カン、ペットボトル、新聞、雑誌、ダンボール、紙類等、プラスチック	50円/10kg
市川市	有	従量制	燃やすごみ、燃やさないごみ、大型ごみ、有害ごみ	10kgにつき210円（消費税相当額を含む）
船橋市	無			
館山市	有	従量制	①燃せるごみ（一般廃棄物） ②燃せるごみ（事業系一般廃棄物） ③燃せないごみ ④産業廃棄物（木くず・紙くず）	①50円/10kg （30kg未満は無料） 110kg以上は150円/10kg ②、④150円/10kg ③50kg未満は無料 50kgは1,570円 （以後50kg増すごとに520円）
木更津市	有	従量制	可燃、不燃、粗大	130円/20kg
松戸市	有	従量制	燃やせるごみ、その他プラスチック、リサイクルするプラスチック、資源ごみ、陶磁器・ガラスなどのごみ、有害ごみ	全て16.8円/kg （20kg以下一律336円）
野田市	有	従量制	可燃ごみ・不燃ごみ	10kgごとに150円＋消費税。 ただし、1日の搬入量が10kg以下の場合には無料。
茂原市	有	従量制	可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ	320円/20kg
成田市	無			
佐倉市	有	従量制		350円/10kg
東金市	有	従量制	可燃ごみ 金属類 カン、ビン ガラス類 ペットボトル 蛍光灯類	全て100円/10kg
旭市	有	従量制	全種類（但し、資源ごみのうち紙類及び布類は除く）	資源ごみ以外 100kg未満 1kg当り10円 100kg以上 1kg当り15円 資源ごみ 1kg当り10円
習志野市	有	従量制	直接搬入ごみのすべて	190円/10kg
柏市	有	従量制	可燃ごみ、不燃ごみ、資源品、有害ごみ、草木ごみ	10kgまでごとに189円 10kgまでごとに189円 10kgまでごとに189円
勝浦市	有	従量制	燃やせるごみ	10kg毎に40円
市原市	有	従量制	全ての搬入ごみ	全て200円/10kg
流山市	有	従量制	可燃、不燃、紙、金属、ガラス、ペットボトル、プラスチック、その他資源、その他	157.5円/10kg
八千代市	有	従量制	①可燃ごみ ②不燃ごみ ③有害ごみ	①100 8.5円 200 12円 300 18円 400 24円 ②③200 12円 ※指定袋に入れて搬入する為、収集時と料金は同じ。
我孫子市	有	従量制	可燃・不燃・粗大・資源	10kgまで157円。 10kgを超える場合、10kgを超える部分について10kgにつき157円。

市町村名	有料化の有無	従量制・定額制の別	ごみの種類	料金
鴨川市	有	従量	可燃ごみ	50円/10kg (100kgを超えた部分から120円/10kg)
鎌ヶ谷市	無			
君津市	有	従量制	可燃ごみ、不燃ごみ、せん定木	可燃・不燃 10kgごとに180円。 せん定木 50kgまで：10kgごとに80円。 50kgを超えるとき：10kgごとに170円
富津市	有	従量制	可燃ごみ、不燃ごみ、紙類、金属類、ガラス類、ペットボトル、その他資源ごみ	9円/kg
浦安市	有	従量制	一般廃棄物	210円/10kg
四街道市	無			
袖ヶ浦市	無			
八街市	無			
印西市	無			
白井市	無			
富里市	有	従量制	可燃ごみ、不燃ごみ、ガラスびん、ペットボトル、資源ごみ、有害ごみ	100kg超過分1kgにつき、5.25円
南房総市	有	従量制	可燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ、不燃ごみ（家電リサイクル法に係る品目等は除く）	一般 20kgまで無料 20kgを超えた場合 5円/kg (100kgまで) 15円/kg (100kg以上) 事業 15円/kg
匝瑳市	有	従量制	可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ	100kg 毎400円
香取市	有	従量制	生活系直接搬入ごみ全般	100kgを超える10kgにつき 可燃ごみ・・・100円 不燃ごみ・・・200円
山武市	有	従量制	可燃、カン、ビン、ペット、金属ガラス、有害	10kgあたり100円
いすみ市	有	従量制	可燃、不燃（金属類、ガラス類）、資源（カン、ビン、ペットボトル）	3円/kg
大網白里市	有	従量制	可燃ごみ、粗大ごみ、金属類、カン、ビン・ガラス類、ペットボトル、蛍光灯類	全種類 100円/10kg
酒々井町	有	従量制	全種	350円/10kg
栄町	無			
神崎町	有	従量制	可燃・不燃	100kg超過分 可燃ごみ 100円/10kg 不燃ごみ 200円/10kg
多古町	有	従量制	可燃・不燃・資源	100kg毎400円
東庄町	有	従量制	可燃物・不燃物	可燃（100kgまで無料、100kgを超えた場合100円/10kg） 不燃（100kgまで無料、100kgを超えた場合200円/10kg）
九十九里町	有	従量制	可燃ごみ、粗大ごみ、金属類、カン、ビン・ガラス類、ペットボトル、蛍光灯類	100円/10kg
芝山町	有	従量制	全種	10kgあたり100円
横芝光町	有	従量制	原則として粗大ごみのみ	・10kgごと100円【山武環境】 ・100kgごと400円【匝瑳環境】
一宮町	有	従量制	可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ	320円/20kg
睦沢町	有	従量制	可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ	320円/20kg
長生村	有	従量制	可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ	320円/20kg
白子町	有	従量制	可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ	320円/20kg
長柄町	有	従量制	可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ	320円/20kg
長南町	有	従量制	可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ	320円/20kg
大多喜町	有	従量制	可燃ごみ	3円/kg
御宿町	有	従量制	可燃ごみ、紙類、カン・鉄類、ビン・ガラス類、樹脂類	3円/kg
鋸南町	有	従量制	可燃ごみ、古紙、布類、空き缶、空きびん（ガラス類）、ペットボトル、不燃ごみ	20kg以下無料 (20kg以上、10kg～100kgまで) 50円/10kg (100kg以上) 150円/10kg

生活系粗大ごみの有料化の状況

市町村名	収集分			直接搬入分		
	1. 新聞 2. 雑誌 3. 段ボール 4. 紙パック 5. 紙製容器包装 (包装紙, 紙袋, 菓子箱等) 6. 雑紙 (紙製容器包装に限らずその他紙類として)	従量制・定額制の別	料金	有料化の有無	従量制・定額制の別	料金
千葉市	有	従量制	370円～1,500円	有	従量制	20円/kg (消費税別)
銚子市	有	従量制	500円/15kg	有	従量制	50円/10kg
市川市	有	従量制	品目・重量により500円～2,500円	有	従量制	10kgにつき210円 (消費税相当額を含む)
船橋市	有	従量制	品目ごとに350円、700円、1,050円、1,400円の4段階	有	従量制	15kgまで150円。15kgを超える部分150円/10kg。(別途5%相当額加算)
館山市	無			有	従量制	50kg未満は無料 50kgは1,570円 (以後50kg増すごとに520円)
木更津市	有	従量制	800円/1点	有	従量制	130円/20kg
松戸市	有	定額制	1点1000円	有	従量制	全て16.8円/kg (20kg以下一律336円)
野田市	有	従量制	1点につき520円 ただし、スプリングマットレスは3,120円	有	従量制	10kgごとに150円+消費税。 ただし、1日の搬入量が10kg以下の場合 ^は 無料。 スプリングマットレスは10kgごとに450円+消費税。
茂原市	無			有	従量制	320円/20kg
成田市	無			無		
佐倉市	有	定額制	品目により6段階	有	従量制	350円/10kg
東金市	有	従量制	15kg未満 150円 15kg以上25kg未満 300円 25kg以上35kg未満 450円 35kg以上 600円	有	従量制	100円/10kg
旭市	無	—	—	有	従量制	100kg未満 1kg当り 10円 100kg以上 1kg当り 15円
習志野市	有	定額制	370円～1,850円	有	従量制	190円/10kg
柏市	有	定額制	1点1,050円	有	従量制	10kgまでごとに189円
勝浦市	有	定額制	1品目あたり500円	有	従量制	10kg毎に60円 ※ただし、可燃性の粗大ごみに限る
市原市	有	定額制	1200円/点	有	従量制	200円/10kg
流山市	有	定額制	1,050円/1点	有	従量制	157.5円/10kg
八千代市	有	従量制	1点につき300円若しくは600円	有	従量制	1点につき150円若しくは300円
我孫子市	有	定額制	700円/1点	有	従量制	10kgまで157円。 10kgを超える場合、10kgを超える部分について10kgにつき157円
鴨川市	有	定額	500円/1点	有	従量	70円/10kg(1点につき500円を上限)
鎌ヶ谷市	有	定額制	840円/点	有	定額制	420円/点

生活系粗大ごみの有料化の状況

市町村名	収集分			直接搬入分		
	1. 新聞 誌 2. 雑 誌 3. 段ボール 4. 紙パック 5. 紙製容器包装 (包装紙, 紙袋, 菓子箱等) 6. 雑紙 (紙製容器包装に限らずその 他紙類として)	従量制・定額制 の別	料金	有料化の 有無	従量制・定額制 の別	料金
君津市	有	定額制	1点当たり840円	有	定額制	1点当たり420円
富津市	有	定額制	800円/1点	有	従量制	9円/kg
浦安市	有	従量制	400円・800円・ 1,200円・1,600 円・2,000円	有	従量制	210円/10kg

生活系粗大ごみの有料化の状況

市町村名	収集分			直接搬入分		
	1. 新聞 2. 雑誌 3. 段ボール 4. 紙パック 5. 紙製容器包装 (包装紙, 紙袋, 菓子箱等) 6. 雑紙 (紙製容器包装に限らずその他紙類として)	従量制・定額制の別	料金	有料化の有無	従量制・定額制の別	料金
四街道市	有	定額制	基本料金(800円) + 品目別による料金	有	従量制	10kgまでごとに200円
袖ヶ浦市	無			無		
八街市	有	定額制	520円/1点	無		
印西市	無			無		
白井市	有	従量制	350円 700円 1,050円 1,400円 1,750円	有	従量制	150円 300円 450円 600円 750円
富里市	有	定額制	1回につき500kgまで3,150円	有	従量制	100kg超過分1kgにつき, 5.25円
南房総市	有	定額制	1点 550円	有	従量制	搬入ごみに準ずる
匝瑳市	有	従量制	基本料金2,000円 従量料金400円 (100kg毎)	有	従量制	従量料金400円 (100kg毎)
香取市	無			有	従量制	100kgを超える10kgにつき 可燃粗大ごみ… 100円 不燃粗大ごみ… 200円
山武市	有	定額制	(成東地域) 150円 300円 450円 600円 (山武・松尾・蓮沼) 200円	有	従量制	10kgあたり100円
いすみ市	有	従量制	15円/kg	有	従量制	5円/kg
大網白里市	有	従量制	0kg以上～15kg未満 150円 15kg以上～25kg未満 300円 25kg以上～35kg未満 450円 35kg以上 600円	有	従量制	100円/10kg
酒々井町	有	定額制	処理券 500円 処理袋 250円	有	従量制	350円/10kg
栄町	有	従量制	小サイズ 0.05m ³ 未満 100円 中サイズ 0.05m ³ 以上 0.25m ³ 未満 300円 大サイズ 0.25m ³ 以上 0.75m ³ 未満 500円	無		
神崎町	無			無		
多古町	有	従量制	基本料金2,000円 + 100kg毎400円	有	従量制	100kg毎400円
東庄町	有	定額制	2品目まで2,120円、1品目増すごとに530円加算	有	従量制	可燃(100kgまで無料、100kgを超えた場合100円/10kg) 不燃(100kgまで無料、100kgを超えた場合200円/10kg)
九十九里町	有	従量制	150. 300. 450. 600円	有	従量制	100円/10kg
芝山町	有	定額制	1品200円	有	従量制	10kg100円

生活系粗大ごみの有料化の状況

市町村名	収集分			直接搬入分		
	1.新聞 2.雑誌 3.段ボール 4.紙パック 5. 紙製容器包装 (包装紙,紙袋, 菓子箱等) 6.雑 紙(紙製容器包 装に限らずその 他紙類として)	従量制・定額制 の別	料金	有料化の 有無	従量制・定額制 の別	料金
横芝光町	有	両方	横芝地域・・・定額 制 1品ごとに200円 光地域・・・持込車 輦がない家庭のみ対 象で定額+従量の複 合性 基本料金 2,00 0円 100kgごとに400	有	従量制	横芝地域・・・ 従量制10kg100円 光地域・・・ 従量制100kgごとに 400円
一宮町	無			有	従量制	320円/20kg
睦沢町	無			有	従量制	320円/20kg
長生村	無			有	従量制	320円/20kg
白子町	無			有	従量制	320円/20kg
長柄町	無			有	従量制	320円/20kg
長南町	無			有	従量制	320円/20kg
大多喜町	無			有	従量制	3円/kg
御宿町	有	従量制	90円/kg	有	従量制	90円/kg
鋸南町	有	定額制	1点 550円	有	従量制	20kg以下無料 (20kg以上、10kg ～100kgまで)50 円/10kg (100kg以上)150 円/10kg

市町村名	収集				処分		
	包装（包装紙、紙袋、紙類）	有料化している場合の従量制・定額制の別	収集料金	その他	有料化の有無	有料化している場合の従量制・定額制の別	処分料金
千葉市	有	従量制	16円/kg(税別)を上限としている。		有	従量制	20円/kg(税別)
銚子市	無				有	従量制	150円/10kg
市川市	有			市では事業系ごみの収集運搬を行っておらず、排出事業者が自ら運搬するか、または許可業者へ委託して運搬している。そのため、委託による場合の収集料金は排出事業者と許可業者との契約によるが、多くは定額制を採用している。	有	従量制	10kgにつき210円（消費税相当額を含む）
船橋市	有			船橋市で収集は行っていない。許可業者が収集しているため、それぞれの業者が料金設定をしている。（許可業者の処分料金は右記の直接搬入の「処分料金」と同じ）	有	従量制	20円/kg（別途5%相当額加算）
館山市	無				有	従量制	150円/10kg
木更津市	有		排出事業者と許可業者との契約による	木更津市では収集を行っていない。許可業者が収集を行なうか、排出事業者が直接搬入することとなっている。木更津市での処分料金については右記の「処分料金」と同じ。	有	従量制	180円/20kg併せて産廃500円/20kg
松戸市	※松戸市は事業系ごみの収集はしておらず、事業者が自ら運搬するか、または許可業者に委託しております。このため、市が設定しているのは処理手数料のみで、収集運搬料金については許可業者が設定しております。						
野田市	有	従量制	排出事業者と許可業者との契約による	市では事業系ごみの収集運搬を行っておらず、事業者が自ら運搬するか、または許可業者へ委託して運搬している。	有	従量制	10kgごとに150円＋消費税。ただし、1日の搬入量が10kg以下の場合には無料。併せ産廃の手料金は、10kgごとに220円＋消費税。
茂原市	有			許可業者との契約による	有	従量制	320円/20kg
成田市	無				有	従量制	210円/10kg
佐倉市	無				有	従量制	350円/10kg
東金市	有	許可業者による	排出事業者と許可業者との契約による		有	従量制	150円/10kg
旭市	有		排出事業者と許可業者との契約による	市では事業系ごみの収集はしておらず、事業者が自ら運搬するか、あるいは許可業者へ委託して運搬している。そのため収集運搬料金については許可業者が設定している。	有	従量	資源ごみ以外100kg未満1kg当り10円 100kg以上1kg当り15円 資源ごみ1kg当り10円
習志野市	無			許可業者が収集	有	従量制	190円/10kg
柏市				許可業者が料金設定	有	従量制	・一般廃棄物10kgまでごとに189円 ・容器包装プラスチック類10kgまでごとに168円
勝浦市	無			事業系ごみの収集は行っていない。	有	従量制	10kg毎に60円
市原市				収集なし	有	従量制	200円/10kg
流山市				収集運搬費用については各許可業者が設定している。	有	従量制	157.5円/10kg
八千代市	※許可業者による収集	—	—	—	有	従量制	21円/kg

事業系ごみの有料化の状況

市町村名	収集				処分		
	包装（包装紙、紙袋、紙箱）	有料化している場合の従量制・定額制の別	収集料金	その他	有料化の有無	有料化している場合の従量制・定額制の別	処分料金
我孫子市	有	許可業者による	許可業者による		有	従量制	10kgまで252円。 10kgを超える場合、10kgを超える部分について10kgにつき252円

市町村名	収集			処分			
	包装（包装紙、紙袋、紙類）の有無	有料化している場合の従量制・定額制の別	収集料金	その他	有料化の有無	有料化している場合の従量制・定額制の別	処分料金
鴨川市	有		排出事業者と許可事業者との契約による		有	従量	120円/10kg
鎌ヶ谷市				許可業者が料金設定		従量制	189円/10kg
君津市	有			市では事業系ごみの収集運搬を行っておらず、許可業者が収集している。そのため、収集運搬料金については許可業者が設定している。	有	従量制	10kg当たり90円
富津市	有			収集料金は事業系搬入料金15円/kg、運搬料金については許可業者が設定指定している	有	従量制	15円/kg
浦安市	有	従量制	【燃やせるごみ・燃やせないごみ】 45ℓ 280円 22.5ℓ 140円 【資源物（びん・缶・ペットボトル）】 45ℓ 140円 22.5ℓ 70円 【紙類】 70円		有	従量制	210円/10kg
四街道市	無				有	従量制	10kgごとに300円
袖ヶ浦市	有			収集運搬許可業者との契約による	有	従量制	150円/10kg
八街市	有			料金は許可業者が設定	有	従量制	25円/kg
印西市	有			許可業者による料金設定	有	従量制	250円/10kg
白井市	無				有	従量制	250円/10kg
富里市	有			収集運搬は許可業者のみで、処理料金は市が設定（21円/kg）し、収集運搬料金は許可業者が設定する。	有	従量制	10kgまで210円。10kgを超えた場合は1kg当たり21円を加算する。
南房総市	無				有	従量制	搬入ごみに準ずる
匝瑳市	有	許可業者により異なる	排出事業者と許可事業者との契約による。		有	従量制	10kg 毎150円
香取市	無				有	従量制	10kgにつき200円
山武市	無			排出業者と収集業者の契約による	有	従量制	10kgあたり150円
いすみ市	有	従量制	排出事業者と許可事業者との契約による	許可業者による	有	従量制	6円/kg
大網白里市	有			各許可業者ごとに設定	有	従量制	150円/10kg
酒々井町	無				有	従量制	350円/10kg
栄町	有	従量制	排出業者と許可事業者との契約による	印西クリーンセンターにて25円/kgを徴収していることから、許可業者が独自に運搬賃を見込みの料金設定を行っている。	有	従量制	印西クリーンセンターにて25円/kgを徴収している
神崎町	有			排出事業者と許可事業者との契約による	有	従量制	可燃ごみ・不燃ごみ 200円/10kg
多古町	有	許可業者により異なる	許可業者により異なる		有	従量制	・排出事業者が直接搬入する場合100kg毎400円 ・許可業者と契約し搬入する場合10kg毎150円
東庄町	有			許可業者が料金を設定している	有	従量制	200円/10kg
九十九里町	有	従量制	許可業者による		有	従量制	150円/10kg
芝山町	有		排出業者と収集許可事業者との契約による		有	従量制	10kg100円
横芝光町	有	許可業者により異なる	許可業者により異なる		有	従量制	10kg150円
一宮町	無			直営・委託収集は無く許可業者のみ	有	従量制	320円/20kg
睦沢町	無			直営・委託収集は無く許可業者のみ	有	従量制	320円/20kg
長生村	無			直営・委託収集は無く許可業者のみ	有	従量制	320円/20kg
白子町	無			直営・委託収集は無く許可業者のみ	有	従量制	320円/20kg
長柄町	無			直営・委託収集は無く許可業者のみ	有	従量制	320円/20kg
長南町	無			直営・委託収集は無く許可業者のみ	有	従量制	320円/20kg
大多喜町	無				有	従量制	6円/kg
御宿町	無				有	従量制	6円/kg

事業系ごみの有料化の状況

市町村名	収集			処分			
	包装（包装紙、紙袋、紙箱）の有無	有料化している場合の従量制・定額制の別	収集料金	その他	有料化の有無	有料化している場合の従量制・定額制の別	処分料金
鋸南町	無				有	従量制	150円/10kg

生活系可燃ごみ（収集ごみ）処理の有料化導入予定について
 ※すでに有料化している場合は「－」を入力してください。

市町村名	製容器包装（包装紙、紙袋、菓子箱等）	有の場合導入予定年度
千葉市	有	平成25年度
銚子市	－	－
市川市	無	
船橋市	無	
館山市	－	
木更津市	－	－
松戸市	有	未定
野田市	－	
茂原市	－	－
成田市	無	
佐倉市	無	
東金市	－	
旭市	－	－
習志野市	無	
柏市	無	
勝浦市	－	－
市原市	無	
流山市	有	未定
八千代市	－	－
我孫子市	無	
鴨川市	－	－
鎌ヶ谷市	無	
君津市	－	
富津市	－	
浦安市	無	
四街道市	無	
袖ヶ浦市	－	
八街市	無	
印西市	無	
白井市	無	
富里市	無	
南房総市	－	
匝瑳市	－	
香取市	－	－
山武市	－	－
いすみ市	－	
大網白里市	－	
酒々井町	無	
栄町	－	
神崎町	－	
多古町	－	－
東庄町	－	
九十九里町	－	
芝山町		
横芝光町	－	
一宮町	－	－
睦沢町	－	－
長生村	－	－
白子町	－	－
長柄町	－	－
長南町	－	－
大多喜町	－	
御宿町	－	－
鋸南町	無	

市町村名	(1) 多量排出事業者対策						(2) 小規模事業者対策						(3) 事業系可燃ごみの組成分析の実施の有無	(4) 事業系ごみの減量に向けて工夫している施策など		
	対策の内容					⑦ 対象事業所数	対策の内容									
	② 廃棄物管理責任者の選任指導	③ 減量・資源化計画の作成指導	④ 個別指導	⑤ その他	⑥ 対象事業所の基準		① 実施の有無	② 廃棄物管理責任者の選任指導	③ 減量・資源化計画の作成指導	④ 個別指導	⑤ その他	⑧ 広報・パンフレットなどの配布等啓発活動				
千葉市	有	○	○	○	廃棄物管理責任者等を対象として、廃棄物講演会を実施している。また、廃棄物講演会において、廃棄物の減量・再資源化に積極的に取り組んでいる事業者等の表彰を行っている。	大規模小売店舗立地法に規定する大規模店舗、又は延床面積が3,000㎡以上の建築物。	466	有			○	○			有	清掃工場において搬入物検査を実施し、資源物や搬入不適物を持ち込んだ許可業者には持ち帰りを指示し、排出事業所に対しては訪問指導を行っている。また、平成22年9月に「千葉市廃棄物の適正処理及び再生等に関する条例」を改正し、分別区分・排出方法に従ってごみを出すことを義務付け、分別・排ルールを守らない事業所に改善を促す手続き（改善勧告・命令）や罰則（過料2,000円以下、事業所名及び違反内容等を公表）を規定している。
銚子市	無							無							無	
市川市	有	○	○	○		①大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する1,000㎡以上の大規模小売店舗 ②3,000㎡以上の床面積を有する特定建築物の店舗、事務所、旅館等	83	有			○	○			無	・適正処理実施事業所に適正処理済シールを配布しシールを店頭に表示してもらうことで事業所のイメージアップを図ってもらう。 ・クリーンセンターへのごみ搬入時に資源物の別下ろしを指導している。 ・収集運搬許可業者に資源化の実施について指導している。

市町村名	(1) 多量排出事業者対策						(2) 小規模事業者対策						(3) 事業系可燃ごみの組成分析の実施の有無	(4) 事業系ごみの減量に向けて工夫している施策など	
	対策の内容					⑦ 対象事業所数	対策の内容								
	② 廃棄物管理責任者の選任指導	③ 減量・資源化計画の作成指導	④ 個別指導	⑤ その他	⑥ 対象事業所の基準		① 実施の有無	② 廃棄物管理責任者の選任指導	③ 減量・資源化計画の作成指導	④ 個別指導	⑤ その他	⑧ 広報・パンフレットなどの配布等啓発活動			
松戸市	有	○	○			一の建物（大規模小売店舗立地法施行令（平成10年政令第327号）第1条に規定する一の建物を含む。）であって、その建物内の店舗面積（大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第1項に規定する店舗面積をいう。）の合計が500平方メートルを超える小売店舗、および事業の用に供する建築物の部分の延べ床面積を3,000平方メートル以上占有している事業者	335	有	○	○				無	
野田市	有	○	○			大規模小売店舗、中規模小売店舗、延べ面積が3,000㎡以上の建築物	194	無						無	
茂原市	無							無						無	

市町村名	(1) 多量排出事業者対策						(2) 小規模事業者対策						(3) 事業系可燃ごみの組成分析の実施の有無	(4) 事業系ごみの減量に向けて工夫している施策など		
	対策の内容					⑦ 対象事業所数	対策の内容									
	② 廃棄物管理責任者の選任指導	③ 減量・資源化計画の作成指導	④ 個別指導	⑤ その他	⑥ 対象事業所の基準		① 実施の有無	② 廃棄物管理責任者の選任指導	③ 減量・資源化計画の作成指導	⑧ 広報・パンフレットなどの配布等啓発活動	④ 個別指導	⑤ その他				
成田市	有	○	○			延床面積が500㎡以上かつごみ排出量が年間36 t以上若しくは月3 t以上の事業所のべ床面積3000㎡以上の事業所	64	有			○	○			無	
佐倉市	有		○				72	無							無	
東金市	無							有			○				有(但し生活系ごみ混合)	
旭市	無							無							無	
習志野市	有	○	○	○		延床面積1,000㎡以上かつ事業系一般廃棄物が日量平均50 kg以上排出される事業所	67	有			○	○			無	
柏市	有		○	○		3000㎡かつ従業員100人以上	156	無							無	
勝浦市	無							無							無	
市原市	有	○	○	○		排出量が3t/月を超える事業所	65				○				有	
流山市	有		○			・大規模小売店立地(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗に供する建築物を有する事業者 ・事業の用に供する部分の延べ床面積が1,500㎡以上の建築物を有する事業者。	43	有					・アンケート調査の実施		無	

市町村名	(1) 多量排出事業者対策						(2) 小規模事業者対策						(3) 事業系可燃ごみの組成分析の実施の有無	(4) 事業系ごみの減量に向けて工夫している施策など	
	対策の内容					⑦ 対象事業所数	対策の内容								
	② 廃棄物管理責任者の選任指導	③ 減量・資源化計画の作成指導	④ 個別指導	⑤ その他	⑥ 対象事業所の基準		① 実施の有無	② 廃棄物管理責任者の選任指導	③ 減量・資源化計画の作成指導	⑧ 広報・パンフレットなどの配布等啓発活動	④ 個別指導	⑤ その他			
八千代市	有	○	○			①1日平均排出量100kg以上 ②延べ床面積の合計が3000㎡以上	37	無						有	・許可業者搬入ごみ調査
我孫子市	有		○	○		なし	把握していない	○		○	○	○		無	「ごみ減量・リサイクル推進事業所認定制度」 ごみの減量やリサイクルの推進をしている事業所を市が認定し、広報、HPで広く市民に周知し消費者の利用を促進する制度。事業所の規模は問わない。 http://www.city.abiko.chiba.jp/index.cfm/18,5181,13,78,html
鴨川市	有			○				無							
鎌ヶ谷市	有	○	○				20	無							

市町村名	(1) 多量排出事業者対策					(2) 小規模事業者対策					(3) 事業系可燃ごみの組成分析の実施の有無	(4) 事業系ごみの減量に向けて工夫している施策など	
	② 廃棄物管理責任者の選任指導	③ 減量・資源化計画の作成指導	④ 個別指導	⑤ その他	⑥ 対象事業所の基準	⑦ 対象事業所数	⑧ 実施の有無	⑨ 廃棄物管理責任者の選任指導	⑩ 減量・資源化計画の作成指導	⑪ 広報・パンフレットなどの配布等啓発活動			⑫ 個別指導
君津市	有	○	○		<ul style="list-style-type: none"> ・1日の平均排出量が100kg以上の者。 ・小売業(飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。)を行うための用に供される延床面積の合計が500平方メートルを超える建築物の所有者。 ・同一敷地内に建築された建築物の延床面積の合計が3,000平方メートル以上の建築物の所有者。 	有			○			無	広報啓発活動

市町村名	(1) 多量排出事業者対策						(2) 小規模事業者対策						(3) 事業系可燃ごみの組成分析の実施の有無	(4) 事業系ごみの減量に向けて工夫している施策など	
	対策の内容						対策の内容								
	② 廃棄物管理責任者の選任指導	③ 減量・資源化計画の作成指導	④ 個別指導	⑤ その他	⑥ 対象事業所の基準	⑦ 対象事業所数	① 実施の有無	② 廃棄物管理責任者の選任指導	③ 減量・資源化計画の作成指導	④ 個別指導	⑤ その他	⑧ 広報・パンフレットなどの配布等啓発活動			
富津市	無	○			小売業、飲食業及び旅館を営むための建築物で、同一敷地内に建築された建築物の床面積（住居の用に供する部分を除く。）の合計が、1,000平方メートル以上のもの 前号に定めるもののほか、業者の用に供する建築物で、同一敷地内に建築された建築物の床面積（住居の用に供する部分を除く。）の合計が、3,000メートル		無							無	
浦安市	有	○	○	○	建築延べ面積3,000㎡以上かつ1日のごみ排出量が100kg以上 ※公共施設については1日のごみ排出量が30kg以上(他の事業所への指導的立場から)	63	○				○	○		無	多量排出事業者に対し、年に一度、説明会を開催し、事業所の取り組みや情報交換などの場を設けている。また、現地調査の際に、ごみ減量の相談を受け、対応している。
四街道市	有			○			有					○		無	

市町村名	(1) 多量排出事業者対策						(2) 小規模事業者対策						(3) 事業系可燃ごみの組成分析の実施の有無	(4) 事業系ごみの減量に向けて工夫している施策など
	対策の内容					⑦ 対象事業所数	対策の内容							
	② 廃棄物管理責任者の選任指導	③ 減量・資源化計画の作成指導	④ 個別指導	⑤ その他	⑥ 対象事業所の基準		① 実施の有無	② 廃棄物管理責任者の選任指導	③ 減量・資源化計画の作成指導	④ 個別指導	⑤ その他	⑧ 広報・パンフレットなどの配布等啓発活動		
袖ヶ浦市	有	○	○			(1)小売業、飲食業及び旅館を営むための建築物で、同一敷地内に建築された建築物の床面積(住居の用に供する部分を除く。)の合計が、1,000平方メートル以上のもの (2)前号に定めるもののほか、事業の用に供する建築物で、同一敷地内に建築された建築物の床面積(住居の用に供する部分を除く。)の合計が、3,000平方メートル以上のもの	7	無						
八街市	無							無						無
印西市	有	○	○			延べ床面積が3000㎡以上の事業者及び、大規模小売店舗立地法に係る建築物の床面積が1000㎡以上の小売店	58	無						
白井市	○	○				延べ床面積3,000㎡以上の事務所店舗面積1,000㎡以上の小売店	94							
富里市	無							無						無
南房総市	無							無						無

市町村名	(1) 多量排出事業者対策							(2) 小規模事業者対策					(3) 事業系可燃ごみの組成分析の実施の有無	(4) 事業系ごみの減量に向けて工夫している施策など	
	対策の内容						⑦ 対象事業所数	対策の内容							
	② 廃棄物管理責任者の選任指導	③ 減量・資源化計画の作成指導	④ 個別指導	⑤ その他	⑥ 対象事業所の基準	① 実施の有無		② 廃棄物管理責任者の選任指導	③ 減量・資源化計画の作成指導	④ 個別指導	⑤ その他	⑧ 広報・パンフレットなどの配布等啓発活動			
匠瑳市	無							無						無	
香取市	有	○	○			3,000㎡以上	35	無							
山武市	無							無							
いすみ市	無							無							
大網白里市	無							無						無	
酒々井町	有		○											無	
栄町	有	○	○			建築物の延べ面積の合計が500平方メートル以上 (事業系一般廃棄物の発生量が1日平均10キログラム未満の事業用建築物を除く)	14	無							役場庁舎内の事業系一般廃棄物について、担当課と調整を図り、紙類のリサイクルを推進し、徹底した減量を図っている。
神崎町	無							無						無	
多古町	無							無						無	
東庄町	有			○		基準は設定していない		無						無	
九十九里町	無							有			○	○		有	
芝山町	無							無							
横芝光町	無	○	○	○				無	○	○	○	○		無	
一宮町	無							無						無	無
睦沢町	無							無						無	無
長生村	無							無						無	無
白子町	無							無						無	無
長柄町	無							無						無	無
長南町	無							無						無	無
大多喜町	無							無						無	

再生利用指定制度の活用状況について

市町村名	規則第2条第2号関係※1		規則第2条の3第2号関係※2	
	器包装（包装紙, 紙袋, 菓子）	指定業者数	指定の有無	指定業者数
千葉市	無		無	
銚子市	無		無	
市川市	有	1	無	
船橋市	無		無	
館山市	無		無	
木更津市	無		無	
松戸市	有	7	無	
野田市	無		無	
茂原市	無		無	
成田市	有		有	
佐倉市	無		有	
東金市	無		無	
旭市	無		無	
習志野市	無		無	
柏市	無		無	
勝浦市	無			
市原市	無		無	
流山市	無		無	
八千代市	無	—	無	—
我孫子市	無		無	
鴨川市	無		無	
鎌ヶ谷市	無		無	
君津市	無		有	
富津市	無		無	
浦安市	無		無	
四街道市	無			
袖ヶ浦市				
八街市			有	2
印西市	無		無	
白井市	有	2	有	1
富里市	無		無	
南房総市	無		無	
匝瑳市	無		無	
香取市	無		無	
山武市	無		無	
いすみ市	無		無	
大網白里市	無		無	
酒々井町	無		無	
栄町	無		無	
神崎町	無		無	
多古町	無		無	
東庄町	無		無	
九十九里町	無		無	
芝山町	無		無	
横芝光町	無		無	
一宮町	無		無	
睦沢町	無		無	
長生村	無		無	
白子町	無		無	
長柄町	無		無	
長南町	無		無	
大多喜町	無		無	
御宿町	無		無	
鋸南町	無		無	

再生利用指定制度の活用状況について

市川市	①千葉テクノサービス(株)	①馬の糞尿、稲わら		
松戸市	①松戸市再生資源事業協同組合	①ペットボトル		
	②東葛資源事業協同組合	②ペットボトル		
	③松澤興業	③ペットボトル		
	④(株)イサカエンタープライズ	④ペットボトル		
	⑤K.S環境サービス(株)	⑤ペットボトル		
	⑥(有)松戸紙業	⑥ペットボトル		
	⑦(有)日美	⑦ペットボトル		
成田市	①東部産業	①剪定枝, 間伐材	①東部産業	①剪定枝, 間伐材
佐倉市			①株式会社赤門	①剪定枝・苧草等
君津市			①(有)佐久間総業	①せん定木、刈り草等
八街市			①(株)造伸	①雑草、雑木
			②東関リサイクル(株)	②剪定枝
白井市	①(株)フジコー	①食品残渣、木くず等	①(株)佐久間	①プラスチック製容器包装類
	②都市環境サービス(株)	②ビン、カン、ペットボトル		

※1 廃棄物処理法施行規則第2条第2号

再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者であつて市町村長の指定を受けたもの

※2 規則第2条の3第2号関係

再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの処分を業として行う者であつて市町村長の指定を受けたもの

市町村名	委託料金（見込み）（単位：円）				説明事項	
	名称	1年度分の発生数量 (kg)（見込み）	運搬単価（円/運搬 1回）	処分単価（円/1kg）		委託料金の1年度計 (運搬費及び処分費 の計)
千葉市	ベットマット	20 (枚)	—	367.5 (/枚)	7,350	kg単位で算出ができないため、単位を変更しています。
	金庫	130	—	42	5,460	
	その他金属	1,500	—	3.68	5,512	
	タイヤ	7,000	—	21.29	149,057	
	消火器	102 (本)	—	815 (/本)	83,130	kg単位で算出ができないため、単位を変更しています。
	廃塗料	29 (本) (一斗缶換算)	—	2,824.14 (/本)	81,900	kg単位で算出ができないため、単位を変更しています。
	廃プラスチック	800	—	52.5	42,000	
	廃溶剤	22 (ℓ)	—	1508.18 (/ℓ)	33,180	kg単位で算出ができないため、単位を変更しています。
	キャタピラ	390	—	42	16,380	
銚子市	ビデオテープ	25,000	処分単価に含まれる	30	787,500	単価契約 30,000円/t (消費税抜き)
	可燃性粗大ごみ (ふとん、カーペット等)	155,000	同上	30	4,882,500	単価契約 30,000円/t (消費税抜き)
	タイヤ (不法投棄分)	4,000	同上	24	100,800	単価契約 24円/kg (消費税抜き)
市川市	廃タイヤ	3,740	39,900	35	250,000	不法投棄により回収したもの。通常、市では受け入れしていない。
船橋市	廃タイヤ	6,570	処分単価に含まれる	25	172,462	不法投棄分 (単価は消費税抜き)
館山市						
木更津市						
松戸市						
野田市	テレビ	550台	57,750円/トラック1 台	1,890円/台	1,039,500	
	洗濯機	80台		1,050円/台	84,000	
	冷蔵庫・冷凍庫	100台		2,625円/台	262,500	
	エアコン	10台		1,680円/台	16,800	
	タイヤ	1,000本	処分単価に含む	525円/本	525,000	
	消火器等				900,000	上記以外の処理困難物。全体額で予算計上
茂原市	廃スプリング	59,400			1,807,290	運搬処理業務委託として、30,450円/t
成田市						
佐倉市						
東金市	廃乾電池	13,970			990,123	
旭市						
習志野市						
柏市						
勝浦市	廃プラスチック	19,900		68.25	1,358,175	
市原市	消火器	980	処分費に含まれる	134	131,250	
	タイヤ	11,080	処分費に含まれる	24	264,600	
	ガスボンベ類	170	市が搬出する	296	50,400	
	バッテリー	1,130	0	0	0	無償にて回収する。
	フッ素系の洗浄剤	25	市が搬出する	252	6,300	

市町村名	委託料金（見込み）（単位：円）				説明事項	
	名称	1年度分の発生数量 (kg)（見込み）	運搬単価（円/運搬 1回）	処分単価（円/1kg）		
流山市						
八千代市	コンクリートがら	71,000		種類による	104,475	平成25年度予算による
	廃タイヤ	5,000		25	131,250	平成25年度予算による
	リサイクル家電				759,500	平成25年度予算による
	廃油				94,500	平成25年度予算による
	その他処理困難物 (スプリング入り マットレス等)	5,000		110	577,500	平成25年度予算による
我孫子市	タイヤ	500Kg		普通車：346.5円/本 中型車：682.5円/本	73,237	運搬費は処分費に含む
鴨川市	廃乾電池及び廃蛍光管	20,216	98		1,981,000	
鎌ヶ谷市						
君津市	タイヤ	2,740kg			64,554	
	消火器	10本			11,550	
富津市	ホイル付タイヤ	900		40.95	36,855	
	ホイル無タイヤ	1,470		30.45	44,762	
浦安市	プロパン及びヘリウムボンベ	80	2,000.0	262.5	23,000	各ボンベ8本の処理を委託。ボンベ 推定重量10kg/本×8本=80kgとして算出。金額は全て税抜
四街道市	タイヤ	3,180		26.25	83,474	
袖ヶ浦市	コンクリートがら等	6,570		32	207,900	本来収集していないが、不法投棄や集積所の長期間の放置により止む無く搬入したものの 運搬込み単価
	使用済乾電池	22,800		105	2,419,200	月1回の収集により搬入された乾電池の処理 運搬込み単価
八街市	タイヤ	1,670	処分単価に含む	26	43,420	
	不法投棄家電	4,090	処分単価に含む	240	981,600	
	電池	14,050	41,900	64.05	1,905,502	運搬単価は、ステーション回収（電池・蛍光管は市内4地区に収集日を分け、同一車で月2回ずつ収集）分のみ、拠点回収分は職員が回収。
	蛍光管（破砕）	3,380	41,900	101.85	1,349,853	運搬単価は、ステーション回収（電池・蛍光管は市内4地区に収集日を分け、同一車で月2回ずつ収集）分のみ、拠点回収分は職員が回収。
	蛍光管（未破砕）	1,450	41,900	105.00	1,157,850	運搬単価は、ステーション回収（電池・蛍光管は市内4地区に収集日を分け、同一車で月2回ずつ収集）分のみ、拠点回収分は職員が回収。
印西市						
白井市	マットレス	4枚				運搬費及び処分費の計 17,052円
	ソファ	2個				運搬費及び処分費の計 7,501円
	消火器	12本				運搬費及び処分費の計 27,783円
	タイヤ	125本				運搬費及び処分費の計 128,360円
	バイク	5台				運搬費及び処分費の計 43,500円
	一斗缶	33個				運搬費及び処分費の計 126,403円
	バッテリー	15個				運搬費及び処分費の計 19,735円
	コンクリート混合	2010kg				運搬費及び処分費の計 164,619円
	パソコン	17台				運搬費及び処分費の計 49,703円
	鉄混合	150kg				運搬費及び処分費の計 12,285円
	断熱材	190kg				運搬費及び処分費の計 31,826円

市町村名	委託料金（見込み）（単位：円）				説明事項
	名称	1年度分の発生数量 (kg)（見込み）	運搬単価（円/運搬 1回）	処分単価（円/1kg）	
富里市					
南房総市	タイヤ 消火器 バッテリー	2,500	30400/ t	150,118	収集及び自己搬入では受付をしない、不法投棄等によりセンターに搬入されたもの。 平成24年度については平成23年度分の処理困難物を併せて搬出している。
匝瑳市					
香取市	リサイクル家電 タイヤ	12,000 127,540	49,350 処分費含	1,050～2,625円/台 210～2,100円/本	1,283,825 4,073,632
山武市					
いすみ市					
大網白里市	廃乾電池	17,140		69	1,241,793
酒々井町					
栄町					
神崎町					
多古町					
東庄町					
九十九里町					
芝山町	タイヤ（普通） 廃プラ	2 1.5 (m ³)	450 20,000	900 30,000	
横芝光町	農薬カン・ビン ガスボンベ 自動車用部品 オイル バッテリー タイヤ 灰 瓦 消火器 塗装缶 注射針 建築廃材				
一宮町	廃スプリング	6,400			195,812 運搬処理業務委託として、30,450円/t
睦沢町	廃スプリング	3			84,675
長生村	廃スプリング	5,800kg			177,289円 運搬処理業務委託として、30,450円/t
白子町	廃スプリング	5,500			166,705 運搬処理業務委託として、30,450円/t
長柄町	廃スプリング	3,700			113,783 運搬処理業務委託として、30,450円/t
長南町	廃スプリング	3,300			100,551 運搬処理業務委託として、30,450円/t
大多喜町					
御宿町					
鋸南町					

生ごみ処理機補助制度等の調査

生ごみ処理機		①補助制度の有無		【①補助制度 有の場合】		【①補助制度 無の場合】		②法人・事業所への補助制度（平成24年度の実績）有り→1 無し→0を記入してください。		③補助制度に関するホームページを作成している場合は、URLを記入してください。		④実施者		⑤事業期間		⑥回収開始年月		⑦参加世帯		⑧資源化施設名		⑨平成24年度の回収量		⑩再資源化の状況		⑪回収方法		⑫取組目的		自由意見				
1.新聞	2.録	コンポスト容器（生ごみ堆肥化）	生ごみ処理機（機械式のもの）	コンポスト容器（生ごみ堆肥化）	生ごみ処理機（機械式のもの）	コンポスト容器（生ごみ堆肥化）	生ごみ処理機（機械式のもの）	③業務用生ごみ処理機の設置状況（平成24年度の実績）有り→1 無し→0を記入してください。	④法人・事業所への補助制度（平成24年度の実績）有り→1 無し→0を記入してください。	③補助制度に関するホームページを作成している場合は、URLを記入してください。	④実施者	⑤事業期間	⑥回収開始年月	⑦参加世帯	⑧資源化施設名	⑨平成24年度の回収量	⑩再資源化の状況	⑪回収方法	⑫取組目的	自由意見														
1	千葉県	1	1	363基	128基			0	0	http://www.city.chiba.jp/kankyo/junkan/haikibu/tsu/k-ngomi-hojo.html	千葉県	平成19年11月～	平成19年11月～	約2,760世帯（4地区）	千葉バイオガスセンター	233.98t	バイオガス化			家庭で生ごみを分別し、黄色い生ごみ専用袋に入れて排出、専用車両で週2回ステーション収集	焼却ごみ減量化、家庭から出る生ごみ資源化の推進													
2	銚子市	0	1		1基	1		0	0																					・平成25年度からコンポスト容器への補助を開始。				
3	市川市	1	0	41基				0	0	http://www.city.ichikawa.lg.jp/env04/1551000004.html																								
4	船橋市	1	1	30基	48基			1	0																									
5	館山市	0	0			0	0	0	0																									
6	木更津市	1	1	36基	22基			1		http://www.city.kisarazu.lg.jp/12,11467,16,431.html																								
7	松戸市	1	1	65基	53基	0	0	0		http://www.city.matsudo.chiba.jp/kurashi/gomi-shinyou/genyou/namagomisvori-hoivo.html http://www.city.noda.chiba.jp/kurashi/16-11.html#1																								
8	野田市	1	1	86基	52基	—	—	0	把握していない																									
9	茂原市	1	1	45基	7基			1	1	http://www.city.mobara.chiba.jp/hozen/CLEAN/namagomisvori.html#dendou																								
10	成田市	1	1	46基	57基	1	1	0	0	http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/clean/std0013.html																								
11	佐倉市	1	1	53基	6基			0	0	http://www.city.sakura.lg.jp/0000002096.html																						コンポスト容器には、発酵菌式生ごみ減容器（34基）を含む。		
12	東金市	1	1	33基	13基			0	0	http://www.city.togane.chiba.jp/ka/kankyo/seikatu/compost/compost.html																								
13	旭市	1	1	18基	4基			0	0	http://www.city.asahi.lg.jp/benrichou/c007_01_002.html#001	無																					特になし		
14	習志野市	0	0	基	基																													
15	柏市	1	1	41基	39基			1	1	http://www.city.kashiwa.lg.jp/soshiki/080100/p003942.html																						補助制度は、上記以外にEM菌等の微生物を利用した生ごみ処理容器も対象。24年度実績：39基		
16	勝浦市	1	1	8基	2基			0	0	http://www.city.katsuura.lg.jp/forms/info/info.aspx?info_id=29326																								
17	市原市	1	1	114基	28基			0	0	http://www.city.ichihara.chiba.jp/060kankyo/clean/gomi/08_gomi_nama/gomi_nama.html																								
18	流山市	0	0			0	0	1	不明	http://www.city.nagarevama.chiba.jp/life/33/268/001390.html																								
19	八千代市	1	1	19基	14基			0	0	http://www.city.yachiyo.chiba.jp/124000/page00022.html																								
20	我孫子市	1	1	64基	28基			0	0	http://www.city.abiko.chiba.jp/index.cfm/18,91,13,686.html	我孫子市	平成21年1月～（継続）	平成21年1月	約1300世帯（6自治会）	生ごみ堆肥化施設	10,980Kg	発酵促進剤により減容化し、約3%の残渣を堆肥として利活用している。	集積所回収	焼却ごみの削減、資源化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ処理機等の補助金制度24年度実績コンポスト容器の基数には、バケツ型の「ボカシ容器」と称している製品も含まれています。（内訳コンポスト容器33基、ボカシ容器31基） ・⑤業務用生ごみ処理機の管内一般企業の設置状況は、「無し」と回答していますが、厳密には把握していません。 ・生ごみ減量等の取り組み⑥生ごみの回収量には小学校、保育園、福祉施設から出る給食残渣（140、230kg）が含まれています。（平成19年6月から実施） 														
21	鴨川市	1	1	34基	9基			0	0	http://www.city.kamogawa.lg.jp/JP/0007/0067/00001929_7_67.html																								
22	鎌ヶ谷市	1	1	16基	10基	1	1	不明	不明	http://www.city.kamagaya.chiba.jp/kurashi/seikatsu/gomihojo.html																								
23	君津市	1	1	57基	11基			0	0	http://www.city.kimitsu.lg.jp/contents_detail.php?co=kak&frmid=5921																								
24	富津市	1	1	13基	9基			0	0	http://www.city.futtsu.lg.jp/0000000662.html																								
25	浦安市	1	0	4基	12基	未定	未定	0	0	http://www.city.urayasu.chiba.jp/dd.aspx?menuid=2137																								
26	四街道市	0	0			0	0	0	0																								事業仕分けの結果を受け、当助成事業は平成23年度をもって終了。	
27	袖ヶ浦市	1	1	21基	8基																													
28	八街市	1	1	14基	4基			0	0																								平成25年度から生ごみ処理機等の補助制度は廃止	
29	印西市	1	1	27基	32基	0	0	0	0	http://www.city.inzai.lg.jp/0000001665.html	東京都町田市	平成20年4月～（継続）	平成22年4月			167トン			大型生ごみ処理機貸出事業	家庭からは排出される生ごみの減量・資源化の推進														
30	白井市	1	1	19基	9基	1	1	0	0	http://www.city.shiroi.chiba.jp/detail/020-000572.html																								
31	富里市	1	1	36基	5基			0	0	http://www.city.tomisato.lg.jp/0000001217.html																								
32	南房総市	1	1	58基	14基	1	1	0	未把握	http://www.city.minamiboso.chiba.jp/0000004591.html																							コンポスト容器及び生ごみ処理機以外に、EM生ごみ処理容器に対する補助金制度があり、平成24年度実績は12基。	
33	匝瑳市	1	1	15基	5基	1	1	0	0	http://www.city.sosa.lg.jp/index.cfm/8,613,84,119.html																								
34	香取市	1	1	29基	10基																													
35	山武市	1	1	44基	9基	1	1	0	0	http://www.city.sammu.lg.jp/soshiki/15/namagomitaihika.html																								

先進的な事例

